

# 支援制度紹介パンフレット

あなたの  
本気の  
受け止め  
ます

最新情報



経済産業省  
中国経済産業局

2025.6.27

# 地域の事業者のみなさまへ

本パンフレットでは、中国経済産業局の支援施策の中でも中小企業・小規模事業者のみなさまに幅広くご利用いただけるものを中心にご紹介しております。わかりやすい制度説明や利用にあたってのワンポイントアドバイス等を掲載しておりますので、是非ご利用ください。また、ご不明点・ご相談等ございましたら各支援制度の担当窓口へお気軽にご相談ください。

## 目次

☑：新着情報

### 主な補助金情報

|  |   |
|--|---|
| [ R6補正 ] 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金                      | 1 |
| [ R6補正 ] 中小企業成長加速化補助金  | 2 |
| [ 公募中 ] 中小企業新事業進出補助金   | 3 |
| [ 公募中 ] サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）                          | 4 |
| ☑ [ 公募中 ] 中小企業省力化投資補助金（一般型）                                  | 5 |
| ☑ [ 公募中 ] 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）                              | 6 |
| [ 公募中 ] ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金                              | 7 |
| ☑ [ 公募中 ] 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進・<br>需要構造転換支援事業・省エネルギー投資促進支援事業 | 8 |
| ☑ 目的別支援施策一覧  | 9 |

| 対象者  |     |      |     |     |
|------|-----|------|-----|-----|
| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
| ●    |     |      |     | ●   |
| ●    |     |      |     | ●   |
| ●    | ●   |      |     | ●   |
| ●    | ●   | ●    |     | ●   |
| ●    | ●   |      |     | ●   |
| ●    | ●   |      |     | ●   |
| ●    | ●   |      |     | ●   |
| ●    | ●   |      | ●   | ●   |

### 税制

|                   |    |
|-------------------|----|
| ☑ 事業継続力強化計画       | 13 |
| 経営力向上計画           | 14 |
| 先端設備等導入計画         | 15 |
| ☑ 設備投資に係る主な優遇税制一覧 | 16 |

|   |   |  |  |  |
|---|---|--|--|--|
| ● | ● |  |  |  |
| ● | ● |  |  |  |
| ● | ● |  |  |  |

### 相談

|                |    |
|----------------|----|
| よろず支援拠点        | 18 |
| 事業承継・引継ぎ支援センター | 19 |
| 中小企業活性化協議会     | 20 |
| 知財総合支援窓口       | 21 |
| ☑ 分類別相談先一覧     | 22 |

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| ● | ● |   |   | ● |
| ● | ● |   |   | ● |
| ● | ● |   |   | ● |
| ● | ● | ● | ● | ● |

### 付録

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 中小企業新事業進出補助金               | 23 |
| 中堅・中小成長投資補助金               | 25 |
| 中小企業成長加速化補助金               | 27 |
| 新規輸出1万者支援プログラム             | 30 |
| 中小企業省力化投資補助金               | 32 |
| 中小企業省力化投資補助金（一般型）          | 34 |
| 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）      | 36 |
| ものづくり補助金                   | 38 |
| 事業承継・M&A補助金                | 40 |
| 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金  | 42 |
| 省エネルギー投資促進支援事業費補助金         | 44 |
| 地域共創パートナー                  | 46 |
| 2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度    | 47 |
| ☑ DX施策パッケージ                | 48 |
| ☑ 主な中堅企業等向け支援施策のご案内        | 49 |
| 万博活用の支援 ～万博開催を契機とした地域の活性化～ | 51 |
| ☑ イベント一覧                   | 54 |
| 支援機関一覧                     | 55 |
| 中国経済産業局組織図                 | 56 |

## 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

補助金事務局

支援

中堅・  
中小  
企業

【事務局HP】

<https://seichotoushi-hojo.jp/>

|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  |   |
| 支援機関 |   |
| 自治体  |   |
| その他  | ● |

## 概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

## 補助対象者

中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社（※注）等）  
（※注）単体ベース

## 補助上限額

50億円（補助率1/3以内）

## 事業期間

交付決定日から最長で令和9年12月末まで  
（※原則として各年度の申請額を上回る計画への変更や各年度の経費の前倒しや後倒しは不可。）

## 対象要件

- ①投資額10億円以上  
（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）
- ②賃上げ要件  
（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)以上）

## 対象経費

建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

## スケジュール

令和7年3月10日（月）  
4月28日（月）17時  
6月上中旬頃（予定）  
6月下旬頃（予定）

公募開始（3次公募）  
公募締切（3次公募）  
プレゼンテーション審査  
採択発表



工場や倉庫、販売拠点などの  
新設や増築



最先端の機械や  
省力化できる設備の購入



ソフトウェアの  
購入や情報システムの構築

## 中小企業成長加速化補助金

補助金  
事務局

支援

中小  
企業【事務局HP】  
準備中

|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  |   |
| 支援機関 |   |
| 自治体  |   |
| その他  | ● |

## 概要

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

## 補助対象者

売上高100億円を目指す中小企業  
(売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。)

## 補助上限額

5億円 (補助率1/2)

## 事業期間

交付決定日から24か月以内

## 対象要件

①「100億円宣言」を行っていること  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/100oku/index.html>

②投資額1億円以上 (専門家経費・外注費を除く補助対象経費分)

③一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定  
(賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間)

※賃上げ要件とは、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上であることを指します。



## 対象経費

建物費 (拠点新設・増築等)、機械装置費 (器具・備品費含む)、  
ソフトウェア費、外注費、専門家経費  
※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限り、なお、土地代は対象外です。

## スケジュール

令和7年3月17日 (月)

5月 8日 (木)

6月 9日 (月)

7月上旬 (予定)

7月下旬～8月下旬 (予定)

9月上旬 (予定)

公募要領公開

申請受付開始 (1次公募)

公募締切 (1次公募)

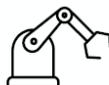
1次審査結果の公表

プレゼンテーション審査

採択発表



工場、物流拠点  
などの新設・増築



イノベーション創出  
に向けた設備の導入



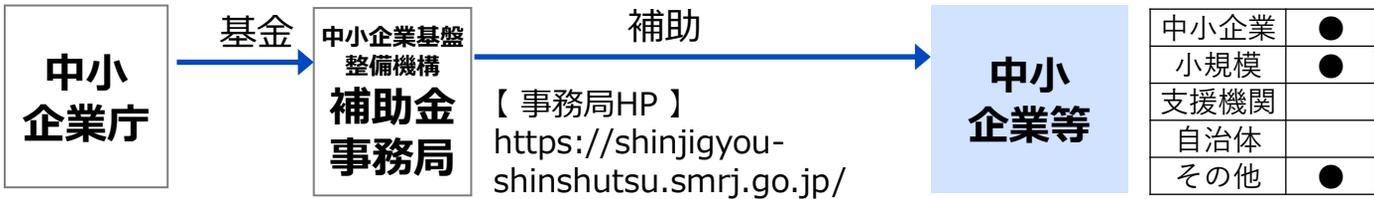
自動化による  
革新的な生産性向上

公募中

新規事業への挑戦を目指す中小企業の  
設備投資を促進!!

補助金

## 中小企業新事業進出補助金



### 概要

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を促進します。

| 項目     | 内容   |
|--------|--|
| 補助対象者  | 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等   |
| 補助上限額  | 従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円)<br>従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円)<br>従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円)<br>従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円)<br>※補助下限750万円<br>※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)  |
| 補助率    | 1/2  |
| 基本要件   | 中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、<br>(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること)<br>①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加<br>②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、<br>又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加<br>③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準<br>④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等<br>の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。 |
| 補助事業期間 | 交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)  |
| 補助対象経費 | 建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費  |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>収益納付は求めません。</li> <li>基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加してないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。</li> </ul>   |

### 公募期間

(第1回公募)  
公募要領公開：令和7年4月22日(火)  
公募要領：[https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/docs/shinjigyoushinshutsu\\_koubo.pdf](https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/docs/shinjigyoushinshutsu_koubo.pdf)  
申請受付期間：令和7年6月頃(予定)~7月10日(木) 18:00

### お問合わせ先

補助金事務局 コールバック予約システム  
(予約した日時に、コールセンターから電話がもらえるシステム)  
<https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/callback>

公募中

## サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

- IT導入補助金2025 事務局HP  
<https://it-shien.smrj.go.jp/>
- サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター  
Tel:0570-666-376（IP電話:050-3133-3272）



|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  | ● |
| 支援機関 | ● |
| 自治体  |   |
| その他  | ● |

## 概要

## ○通常枠

- 生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

## ○インボイス枠（インボイス対応類型）

- インボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

## ○インボイス枠（電子取引類型）

- 取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

## ○複数者連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

## ○セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

|      | 通常枠   | インボイス枠  |                     | 複数者連携IT導入枠   | セキュリティ対策推進枠                       |
|------|---|---|---------------------|--|-----------------------------------|
|      |   | インボイス対応類型   | 電子取引類型              |  |                                   |
| 対象経費 | ・ソフトウェア購入費<br>・クラウド利用料<br>(最大2年分)<br>・導入関連費   | ・ソフトウェア購入費<br>・クラウド利用料<br>(最大2年分)<br>・導入関連費<br>・ハードウェア購入費(2)          | ・クラウド利用料<br>(最大2年分) | ・ソフトウェア購入費<br>・クラウド利用料<br>(最大2年分)<br>・導入関連費<br>・ハードウェア購入費<br>・消費動向等分析経費(b)<br>・事務費、専門家費(c) | ・サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料<br>(最大2年分) |
| 補助額  | ITツールの業務領域が<br>1~3: 5~150万円<br>4以上: 150~450万円 | (1)1機能: ~50万円<br>2機能以上: ~350万円<br>(2)PC・タブレット: ~10万円<br>レジ・券売機: ~20万円 | ~350万円              | (a): インボイス対応類型と同額<br>(b): 50万円×構成員数<br>※(a)、(b)合わせて~3000万円<br>(c): ~200万円                  | 5~150万円                           |
| 補助率  | 1/2<br>最低賃金近傍の事業者※: 2/3                       | (1)~50万円: 3/4<br>(小規模事業者: 4/5)<br>50万円~350万円: 2/3<br>(2): 1/2         | 2/3<br>(大企業: 1/2)   | (a): インボイス対応類型と同率<br>(b)・(c): 2/3  | 1/2<br>(小規模事業者: 2/3)              |

※ 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した事業者

## 公募期間（予定）

| 申請枠・申請類型                     | 2次締切日   | 3次締切日   | 4次締切日   | 5次締切日   |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 通常枠                          | 済み      | 7/18(金) | 8/20(水) | 9/22(月) |
| インボイス枠<br>(インボイス対応類型・電子取引類型) | 済み      | 7/18(金) | 8/20(水) | 9/22(月) |
| 複数者連携IT導入枠                   | 8/20(水) | 未定      | 未定      | 未定      |
| セキュリティ対策推進枠                  | 済み      | 7/18(金) | 8/20(水) | 9/22(月) |

公募中

省力化できる機械を購入したい

補助金

## 中小企業省力化投資補助金（一般型）



### 概要

「中小企業省力化投資補助金」は、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

このうち「一般型」では、人手不足の中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性の年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

### 補助上限額等

| 従業員数    | 補助上限額※1          | 補助率※2                                       |
|---------|------------------|---|
| 5名以下    | 750万円（1,000万円）   | ■ 補助金額～1,500万円<br>中小企業；1/2<br>小規模・再生事業者；2/3 |
| 6～20名   | 1,500万円（2,000万円） |   |
| 21～50名  | 3,000万円（4,000万円） |   |
| 51～100名 | 5,000万円（6,500万円） | ■ 補助金額1,500万円を超える部分<br>1/3                  |
| 101名以上  | 8,000万円（1億円）     |   |

- ※1 カッコ内の金額は、補助上限額を250～2,000万円上乘せする「大幅賃上げ特例」適用後の上限額。給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加かつ事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準が要件。最低賃金引上げ特例事業者は除く。
- ※2 補助率を2/3に引上げる「最低賃金引上げ特例」あり。中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること。補助金額1,500万円までが引上げ対象。小規模・再生事業者は除く。

### 対象経費

機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

### スケジュール

（第3回公募）

電子申請受付：令和7年8月上旬～8月下旬（予定）

採択発表日：令和7年11月下旬（予定）

補助事業期間：交付決定日から18か月以内（採択発表日から20か月後の日まで）

お問合せ先：中小企業省力化投資補助事業コールセンター

ナビダイヤル 0570-099-660

（IP電話等からのお問い合わせ先）03-4335-7595

9:30～17:30/月曜～金曜（土・日・祝日除く）

公募中

省力化できる機械を購入したい

補助金

## 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）



### 概要

「中小企業省力化投資補助金」は、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上 拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

このうち「カタログ注文型」では、中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性の年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

#### （特徴）

- 対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択
- 申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能
- 省力化製品の「販売事業者」との共同申請。「販売事業者」は、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポート
- 複数回の応募・交付申請が可能（各申請の補助額の合計が補助上限額に達するまで）

### 補助上限額等

| 補助対象                    | 従業員数  | 補助上限額※           | 補助率※  |
|-------------------------|-------|------------------|-------|
| 補助対象として<br>カタログに登録された製品 | 5名以下  | 200万円（300万円）     | 1/2以下 |
|                         | 6～20名 | 500万円（750万円）     |       |
|                         | 21名以上 | 1,000万円（1,500万円） |       |

※カッコ内の金額は、補助上限額を上乗せする「大幅賃上げ特例」適用後の上限額。事業終了時に給与支給総額を+6.0%以上増加かつ事業場内最低賃金を+45円以上増加する計画が対象

### 対象経費

省力化製品の製品本体価格、導入経費（設置作業・運搬費、動作確認の費用等）

### スケジュール

受付開始日：令和6年6月25日（火）～ 随時受付中  
（令和6年8月9日（金）から、応募・交付申請は随時受付に変更になりました。）  
補助事業期間：原則、交付決定日から12か月以内

お問合せ先：中小企業省力化投資補助事業コールセンター

ナビダイヤル 0570-099-660

（IP電話等からのお問い合わせ先）03-4335-7595

カタログ登録サポートセンター（製品カタログに製品を登録するためのサポート等）

03-6746-1530

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金  
(第20回公募)

## 概要

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(通称「ものづくり補助金」)は、中小企業等が行う、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等の取組を支援する制度です。

## 補助上限額等

|        | 補助上限額※ <sup>1</sup> (補助下限額は100万円) |         | 補助率※ <sup>2</sup>          |
|--------|-----------------------------------|---------|----------------------------|
| 従業員数   | 製品・サービス高付加価値化枠                    | グローバル枠  | 中小企業<br>1/2                |
| 5名以下   | 750万円                             | 3,000万円 | 小規模企業・小規模事業者及び再生事業者<br>2/3 |
| 6～20名  | 1,000万円                           |         |                            |
| 21～50名 | 1,500万円                           |         |                            |
| 51名以上  | 5,000万円                           |         |                            |

- ※1 従業員数規模に応じて補助上限額を100万～1,000万円引上げる「**大幅賃上げ特例**」あり。給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加かつ事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準が要件。ただし、各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。
- ※2 補助率を2/3に引上げる「**最低賃金引上げ特例**」あり(小規模・再生事業者は除く)。指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いることが要件。

## 対象経費

<共通> 機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費  
<グローバル枠のうち海外市場開拓(輸出)のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

## スケジュール

電子申請受付：令和7年7月1日(火) 17:00～25日(金) 17:00  
採択発表日：令和7年10月下旬頃(予定)  
補助事業期間：  
【製品・サービス高付加価値化枠】  
交付決定日から10か月(ただし採択発表日から12か月後の日まで)  
【グローバル枠】交付決定日から12か月(ただし採択発表日から14か月後の日まで)

お問合せ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター

050-3821-7013

10:00～17:00(土日祝日及び12/29～1/3を除く)

公募中

令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進・需要構造  
転換支援事業・省エネルギー投資促進支援事業(一社)環境  
共創イニシアチブ

支援

中小企業・  
小規模事業者、  
大企業等【(一社)環境共創イニシアチブ】  
<https://sii.or.jp/>

|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  | ● |
| 支援機関 |   |
| 自治体  | ● |
| その他  | ● |

## 支援概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等といった、みなさまの省エネルギー対策を支援します。

(I)  
工場・  
事業場型

※旧A/B類型

- 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助
- 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大) 等
- 補助上限額：15億円 等
- ※中小企業投資枠等を追加

【平釜】



【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用



- 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。
- 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。

(II)  
電化・  
脱炭素  
燃転型

- 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助
- 補助率：1/2
- 補助上限額：3億円 等
- ※中小企業のみ工事費を補助対象に追加

【キュボラ式】※コークスを使用



【誘導加熱式】※電気を使用

(III)  
設備  
単位型

※旧C類型

- リストから選択する機器への更新を補助
- 補助率：1/3
- 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を追加

【業務用給湯器】



【高効率空調】



【産業用モータ】

(IV)  
EMS型

- EMSの導入を補助
- 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大)
- 補助上限額：1億円
- ※省エネ要件を見直し

【見える化システムによるロス検出】



【AIによる省エネ最適運転】



## 公募概要

公募期間：【2次公募】

2025年6月2日(月)～2025年7月10日(木) ※17:00必着

\* 3次公募：2025年8月中旬～9月下旬(予定)

- 補助対象事業の申請要件、補助対象設備等の詳細は(一社)環境共創イニシアチブの公募要領等を御覧ください。

## 活用事例



高効率全電動射出成形機

事業者名：気高電機株式会社(鳥取県鳥取市)

(担当者の声)

省エネ補助金を活用することにより、旧式で効率が悪かった油圧式射出成形機を入れ替え、全電動式射出成形機へと更新することができ、省エネと生産効率の向上の相乗効果で60%の節電が実現出来た。大型消費電力機器だったので工場全体の節電への寄与は大きかった。

# 目的別支援施策一覧 目的別に補助金等の施策を掲載しています。

## 起業・創業

### ○起業女子応援ナビ@中国地域ネットワーク

地域の産業・創業支援機関や金融機関、民間事業者等により構成されるネットワークにより、起業を志す女性や創業間もない女性起業家を支援します。

お問い合わせ先：イノベーション推進課(082-224-5680)

URL：<http://woman.cnbc.or.jp/>

| 対象者  |     |      |     |     |
|------|-----|------|-----|-----|
| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|      |     |      |     | ●   |



### ○中国地域女性ビジネスプランコンテストSOERU

独自の審査観点(ワークライフバランス等)を取り入れたコンテストを通じて、ロールモデルとなる女性起業家を発掘します。女性の活躍を応援する多くの地域企業様にサポーターとして参画いただいております。受賞者は様々な支援を受けています。

お問い合わせ先：イノベーション推進課(082-224-5680)

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
|      |     |      |     | ●   |



## 新商品・新技術・新サービスの開発

### ○成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)＜補助金＞

中小企業等が大学・公設試等の研究機関と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を支援します。

公募期間：令和7年2月17日(月)～4月23日(水)17時締切(公募終了)

補助率：●中小企業者(補助率：2/3以内)、●大学・公設試等(補助率：定額、2/3以内)、

●課税所得15億円以上の中小企業等(補助率：1/2以内)

補助額：①通常枠：単年度4,500万円以下、2年度合計7,500万円以下、3年度合計9,750万円以下

②出資獲得枠：単年度1億円以下、2年度合計2億円以下、3年度合計3億円以下

お問合せ先：イノベーション推進課(082-224-5680)

URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/support/innovation/2025/250217kobo.html>

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   | ●    |     | ●   |

## 経営改善・事業承継

### ○事業承継・M&A補助金＜補助金＞

中小企業の生産性向上、持続的な質上げに向けて、事業承継に際しての設備投資やM&A・PMIの専門家活用費用等を支援します。本補助金は、①事業承継促進枠、②専門家活用枠、③PMI推進枠、④廃業・再チャレンジ枠の4類型から構成されます。

#### ①事業承継促進枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します

#### ②専門家活用枠

M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用(※)、表明保証保険料等)を補助します

(※)FA・仲介費用については「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

#### ③PMI推進枠

M&A後の経営統合(PMI)に係る費用(専門家費用、設備投資等)を補助します

#### ④廃業・再チャレンジ枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助します

(※)④廃業・再チャレンジ枠は、①事業承継促進枠、②専門家活用枠、③PMI推進枠の事業統合投資類型と併用できます

#### 補助上限・補助率：

##### ①事業承継促進枠

補助率：1/2・2/3 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3

補助上限：800～1,000万円 ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を800万円から1,000万円に引き上げ

##### ②専門家活用枠

買い手支援類型

補助率：1/3・1/2、2/3 ※100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3

補助上限：600万円～800万円、2,000万円 ※800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算  
100億企業要件を満たす場合、2,000万円まで補助上限額を拡大

売り手支援類型

補助率：1/2・2/3 ※①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3

補助上限：600万円～800万円 ※800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算

##### ③PMI推進枠

PMI専門家活用類型

補助率：1/2

補助上限：150万円

事業統合投資類型

補助率：1/2・2/3 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3

補助上限：800～1,000万円 ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を800万円から1,000万円に引き上げ

③廃業・再チャレンジ枠

補助率:1/2・2/3 ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う  
 補助上限:150万円 ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算

お問合せ先:事業承継・引継ぎ補助金事務局<URL <https://jsh.go.jp/>>

②専門家活用枠 050-3145-3812  
 中国経済産業局 経営支援課 082-224-5658

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      |     |     |

○経営改善計画策定支援事業

財務上の問題を抱えており金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

補助率:2/3

補助上限額:

①通常枠  
 DD・計画策定支援費用 200万円  
 伴走支援費用(モニタリング費用) 100万円  
 金融機関交渉費用 10万円

②中小版GL枠  
 DD費用等 300万円  
 計画策定支援費用 300万円  
 伴走支援費用 100万円

お問合せ先:各県の中小企業活性化協議会もしくは中小企業課(082-224-5661)

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      |     |     |

○早期経営改善計画策定支援事業

資金繰り管理や採算管理等の早期の経営改善を実施する中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する早期経営改善計画の策定を支援します。

補助率:2/3

補助上限額:

①通常枠  
 計画策定支援費用 15万円  
 伴走支援費用 5万円  
 伴走支援費用(決算期) 5万円

②経営者保証解除枠  
 計画策定支援費用 15万円  
 伴走支援費用 5万円  
 伴走支援費用(決算期) 5万円  
 金融機関交渉費用 10万円

お問合せ先:各県の中小企業活性化協議会もしくは中小企業課(082-224-5661)

知的財産

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      |     |     |

○海外出願支援事業<補助金>

外国への事業展開を計画している中小企業等に対して、特許・実用新案・意匠・商標の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

補助率:1/2

補助上限額:1企業あたり300万円

案件ごとの上限額:特許150万円、商標・意匠・実用新案60万円、冒認対策商標30万円



公募期間:各地域実施機関によって異なりますので、お問い合わせください。

お問合せ先:各地域実施機関(詳細は下記URL参照)もしくは知的財産室(082-224-5680)

URL:[https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien\\_gaikokusyutugan.html](https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html)

○特許料等減免制度

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      |     |     |

中小企業等を対象に、「出願審査請求料」、「特許料(第1年分から第10年分)」、「PCT国際出願に係る手数料」を軽減・支援する措置を講じています。

お問合せ先:(旧減免制度※1について)知的財産室(082-224-5680)

(新減免制度※2について)特許庁総務部総務課調整班(代表 03-3581-1101 内線2105)

※1:2019年3月31日以前に審査請求をした案件の減免制度

※2:2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmensochi.html>

○もうけの花道(知的財産を学べる動画サイト)

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   | ●    | ●   | ●   |

知的財産(知財)をビジネスにどう活かすか。インタビューを通じて収集した中小企業の知財活用事例動画、知財を意識しなかったことで起こりがちな失敗事例を楽しく学べるアニメ等、中国経済産業局が自信を持って提供する、「知財を学べる」学習コンテンツです。

お問合せ先:知的財産室(082-224-5680)

URL:<https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>



販路開拓(国内外)

## 設備投資(生産性向上・省エネ)

### ○省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業【令和6年度補正】

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      | ●   | ●   |

・工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等といった、みなさまの省エネルギー対策を支援します。



公募期間 2次公募:複数年度事業:2025年6月2日(月) ~ 2025年7月10日(木)※17:00必着【終了】

3次公募:2025年8月中旬~9月下旬(予定)

補助対象事業の申請要件、補助対象設備等の詳細は(一社)環境共創イニシアチブの公募要領等を御覧ください

お問合せ先:エネルギー対策課(082-224-5741)

URL: <https://syouenehojyokin.sii.or.jp/124business/>

### ○省エネルギー投資促進支援事業【令和6年度補正】

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      | ●   | ●   |

・工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等といった、みなさまの省エネルギー対策を支援します。



公募期間 2次公募:複数年度事業:2025年6月2日(月) ~ 2025年7月10日(木)※17:00必着【終了】

3次公募:2025年8月中旬~9月下旬(予定)

補助対象事業の申請要件、補助対象設備等の詳細は(一社)環境共創イニシアチブの公募要領等を御覧ください。

お問合せ先:エネルギー対策課(082-224-5741)

URL: <https://syouenehojyokin.sii.or.jp/34business/>

### ○災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業

災害発生時に石油製品の供給拠点となる中核SS及び住民SSに一定の燃料備蓄を行い、石油製品の安定供給を確保し、SSネットワークの維持・強化を支援するための取組に国と自治体が連携して補助を支援します。

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      |     |     |

公募期間:2025年3月31日(月)~2025年12月19日(金)

お問合せ先:資源・燃料課(082-224-5722)

(詳細)全国石油商業組合連合会のHP

<https://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0115>

### ○先進的技術開発等支援事業

カーボンニュートラル・過疎化・人手不足等に対応した新たな燃料供給体制確立を図る取り組みを支援します。

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   | ●    | ●   |     |

公募期間:2025年4月17日(木)~2025年9月30日(火)

お問合せ先:資源・燃料課(082-224-5722)

(詳細)全国石油商業組合連合会のHP

<https://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0111>

### ○自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業

地域における新たな燃料供給体制の推進、燃料の安定供給の確保を図るための事業に要する経費を補助します。

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      | ●   |     |

公募期間:2025年4月17日(木)~2025年9月30日(火)

お問合せ先:資源・燃料課(082-224-5722)

(詳細)全国石油商業組合連合会のHP

<https://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0110>

### ○中小企業新事業進出補助事業

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を促進します。

(第1回公募)  
公募期間:2025年4月22日(火)~7月10日(木)18:00まで  
申請受付期間:2025年6月17日(火)~7月10日(木)18:00まで

お問合せ先:中小企業新事業進出補助事業 事務局  
<https://shinjiyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>  
コールバック予約システム  
<https://shinjiyou-shinshutsu.smrj.go.jp/callback>



### ○中小企業省力化投資補助事業

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助する制度です。  
この補助事業には、人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入する【一般型】と、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入する【カタログ注文型】の2種類の制度があります。

申請受付期間:  
【一般型】(第3回公募)2025年8月上旬~8月下旬(予定)  
【カタログ注文型】2024年6月25日(火)~ 随時受付中(令和8年9月末頃まで)

お問合せ先:中小企業省力化投資補助事業 事務局  
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>  
中小企業省力化投資補助事業 コールセンター  
ナビダイヤル(0570-009-660)  
IP電話等からのお問い合わせ先(03-4335-7595)

### ○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業

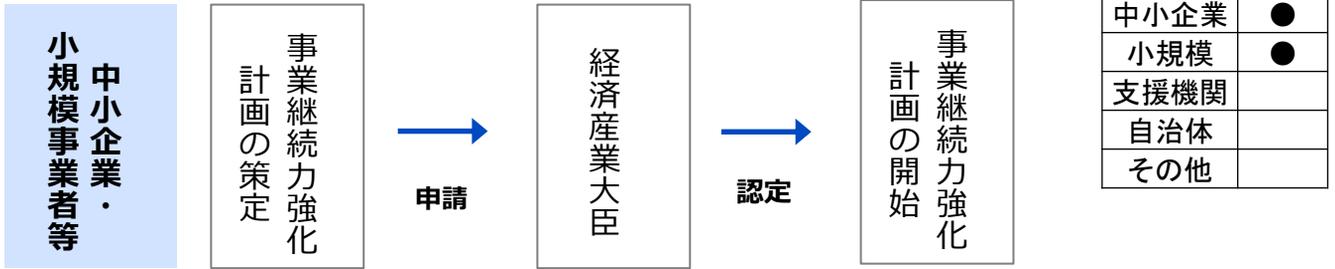
中小企業等が行う、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等の取組を支援する補助事業です。

申請受付期間(第20回公募):2025年7月1日(火)17:00~25日(金)17:00まで

お問合せ先:ものづくり補助金事務局総合サイト  
<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>  
ものづくり補助金事務局サポートセンター  
電話番号 050-3821-7013(受付時間10:00~17:00、ただし土日祝及び12/29-1/3除く)

## 商業・まちづくり

# 事業継続力強化計画



## 支援概要

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が活用いただけます。

- ・青色申告を提出する中小企業者等が、認定対象期間内に認定された事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に従って対象の防災・減災設備を取得した場合、取得価額18%の特別償却が適用できる。（令和7年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却16%）
- ・経済産業省が用意するものづくり補助金等の一部の補助金において、加点措置を受けることができる。
- ・右記の経済産業省公認の認定ロゴマークの使用が可能。
- ・日本政策金融公庫による低利融資制度を利用可能。

## 公募期間

申請は随時受付。  
制度の詳細は下記のHPへ。



## 窓口の声

本計画の認定に記載が必要な事項は以下になります。

- ・ハザードマップ等を活用した自然災害等リスクの確認結果
- ・安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応手順
- ・人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策
- ・訓練の実施や計画の見直しなど、事業継続力強化の実効性確保の取組等

そのほか、事業の継続力を強化していくうえで、必須となる事項について記載が必要です。

## 詳細情報

事業継続力強化計画  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>



# 稼ぐ力を強化したい 経営力向上計画

小規模事業者等  
中小企業・

経営力向上  
計画の策定



事業分野別の  
主務大臣



経営力向上  
計画の開始

|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  | ● |
| 支援機関 |   |
| 自治体  |   |
| その他  |   |

## 支援概要

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により事業者の生産性を向上させるための計画「経営力向上計画」の認定を受けることで、中小企業経営強化税制、経営資源集約化税制による税制面の支援、融資、信用保証等の各種金融支援措置等が受けられます。

## 参考情報

- ・生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制による即時償却又は税額控除により税制面で支援。
- ・計画に基づく事業に必要な資金繰りを、融資・信用保証等により支援。
- ・一部の補助金における加点措置。
- ・他社から事業承継を行った場合、不動産の権利移転に係る不動産取得税を軽減。
- ・一定の要件を備えた経営力向上計画の認定を受けた上で、株式取得によってM & Aを実施した場合、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て可能。（株式取得価額10億円以下に限る。）
- ・申請は随時受け付け。
- ・制度の詳細は下記HPへ。

## 活用事例

- ・「経営力向上計画」の認定を行った企業の取組として参考になる事例集を作成しています。  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/jirei/161011kyoka.html>

## 窓口の声

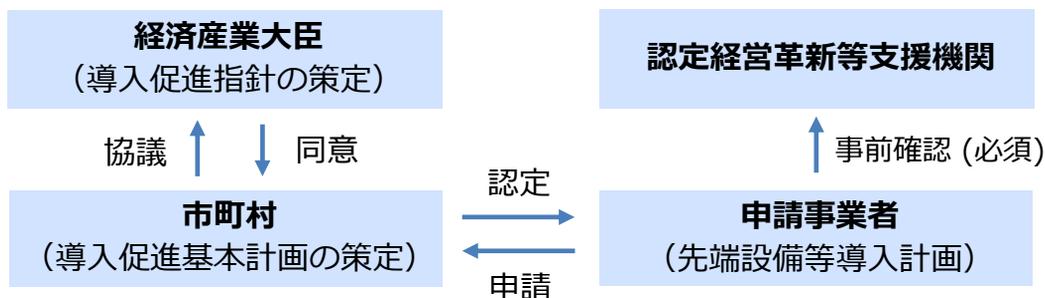
- ・経営力向上計画の認定は小規模・中小企業に加え中堅企業も支援対象となります。ただし、法人税の軽減措置については、租特税法の中小企業者（資本金1億円以下）となります。
- ・機械・装置等を取得後についても経営力向上計画の申請は可能です。ただし取得日から60日以内に計画が受理される必要があります。また、即時償却等の経営強化税制の適用を受ける場合設備を取得した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります。

## 詳細情報

経営サポート「経営強化法による支援」  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>



# 先端設備等導入計画



|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  | ● |
| 支援機関 |   |
| 自治体  |   |
| その他  |   |

## 支援概要

中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。認定を受けた場合は、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

## 参考情報

### 【ポイント1】

「導入促進基本計画」の同意を受けた市町村において新たに設備を導入する中小企業・小規模事業者が対象

### 【ポイント2】

認定経営革新等支援機関の事前確認を受けた計画が対象

### 【ポイント3】

「先端設備等導入計画」の認定後に先端設備等を取得することが必須

## 支援措置

### ●税制支援

- ・雇用者給与等支給額が1.5%以上増加することを表明した場合は、課税標準を3年間1/2に軽減
- ・雇用者給与等支給額が3.0%以上増加することを表明した場合は、課税標準を5年間1/4に軽減

### ●金融支援

中小企業信用保険法の特例

## 窓口の声

- ・導入促進基本計画策定市町村（中国地方）：102/107

※導入促進基本計画は、市町村によって内容が異なります。  
設備導入予定先の市町村の「導入促進基本計画」をご確認下さい。

## 詳細情報

先端設備等導入計画

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>



設備投資に係る主な優遇税制(対象設備、内容等)

|          |  | 中小企業投資促進税制  | 固定資産税の特例   | 地域未来投資促進税制  |
|----------|--|---|--|---|
| 税目       |  | 国税(法人税、または所得税)  | 地方税(固定資産税)   | 国税(法人税、または所得税)  |
| 措置内容     |  | 30%特別償却、または7%税額控除(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)   | ・雇員給与等支給額が1.5%以上増加することを表明した場合は、課税標準を3年間1/2に軽減<br>・雇員給与等支給額が3.0%以上増加することを表明した場合は、課税標準を5年間1/4に軽減 | 特別償却(機械装置、器具備品:40%(上乗せ要件を満たす場合は50%)、建物・附属設備・構築物:20%)または税額控除(機械装置、器具備品:4%(上乗せ要件を満たす場合は5%)、建物・附属設備・構築物:2%)  |
| 税制の利用対象者 |  | 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人<br>資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数1,000人以下の法人<br>常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等 |  | 制限なし  |
| 対象業種     |  | 製造業、建設業、農業、林業、漁業などの指定事業   | 市区町村によって異なるので<br>各市区町村の導入促進基本計画を確認   | 制限なし<br>※ただし、地域経済牽引事業計画の承認にあたり、各基本計画の「地域の特性及びその活用戦略」に沿った事業であることが必要  |
| 対象設備     | 機械・装置  | 160万円/ー以上   | 全て<br>160万円/ー以上  | ・総投資額2000万円以上<br>・前年度の減価償却費の20%を超える投資額<br>※上乗せ要件の詳細はHP参照<br>( <a href="https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/mirai_toushi/zeiseishien.html">https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/mirai_toushi/zeiseishien.html</a> ) |
|          | 工具   | 測定工具及び検査工具<br>120万円/ー以上   | 測定工具及び検査工具<br>30万円/ー以上   | ー   |
|          | 器具・備品  | ー   | 全て<br>30万円/ー以上   | 機械・装置欄に同じ   |
|          | 建物   | ー   | ー  |   |
|          | 建物附属設備   | ー   | 全て(※1)<br>60万円/ー以上   |   |
|          | 構築物  | ー   | ー  |   |
|          | ソフトウェア   | 70万円/ー以上  | ー  | ー   |
|          | その他  | 普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上)<br>内航船舶(所得金額の75%が対象)   | ー  | ー   |
| 必要書類等    | 特になし   | 中小企業等経営強化法の認定書(※7)<br>認定を受けた計画書<br>投資計画に関する確認書(※11)   | 地域経済牽引事業計画の承認書(※8)<br>課税の特例措置に係る確認書(※9)  |   |
| その他      | 令和7年3月末までに対象設備を取得して指定事業の用に供すること。                       | 令和9年3月末までに対象設備を取得又制作すること。   | 令和7年3月末まで。   |   |
| お問合せ先    | 中小企業税制サポートセンター(03-6281-9821)、<br>国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口 | 先端設備等導入計画申請先市町村<br>または<br>中小企業課(082-224-5661)   | 地域未来投資促進室(082-224-5734)  |   |

- ※1 償却資産として課税されるものに限る
- ※2 認定経営革新等支援機関等の名称、所在地、指導・助言を受けた日付、指導・助言の内容、指導・助言を踏まえて取得した対象設備の明細等
- ※3 中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づく、経営力向上計画に係る主務大臣の認定書
- ※4 工業会等の証明:①一定 期間内に販売されたモデル(中古除く)、②経営力向上指標、または生産性向上指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備のいずれにも該当する旨を、業界団体が証明した書類
- ※5 年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれることについて、経済産業大臣(経済産業局)が確認した書類。税理士等の事前確認書が必要。
- ※7 中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づく、先端設備等導入計画に係る市町村の認定書
- ※8 ①地域の特性を活用すること、②高い付加価値を創出すること、③地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼすこと を満たした場合の県からの承認書
- ※9 ①先進性を有すること、②対象事業の売上高伸び率 $\geq$ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率+5% かつ対象事業の売上高伸び率がゼロを上回ることなどの要件を主務大臣が確認したもの
- ※10 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上となることが見込まれることについて、経済産業大臣(経済産業局)が確認した書類。税理士等の事前確認書が必要。
- ※11 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関が確認した書類。

# 税制

|          |  | 中小企業経営強化税制  |  |  |   |
|----------|--|---|--|--|---|
|          |  | A類型(生産性向上)  | B類型(収益力強化)   | D類型(経営資源集約化)   | E類型(収益力強化及び経営規模拡大)                                |
| 税目       | 国税(法人税、または所得税)<br>※事業承継等の場合は、不動産取得税(地方税)(※14)  |   |  | 国税(法人税)  |   |
| 措置内容     | 即時償却、または7%税額控除<br>(個人事業主・資本金3,000万円以下の場合10%)   |   |  | 建物、及びその附属設備<br>15%特別償却、または1%税額控除<br>(上乗せ要件を満たす場合・25%特別償却、2%税額控除)<br>機械・装置、工具、器具・備品、ソフトウェア<br>即時償却、または7%税額控除<br>(資本金3,000万円以下の場合10%)        |   |
| 税制の利用対象者 | 資本金1億円以下の法人<br>または従業員数1,000名以下の法人<br>または従業員数1,000名以下の個人等<br>前3事業年度の平均所得金額が年15億円を超える法人は対象外。 |   |  | 【すべての要件を満たす法人】<br>・資本金1億円以下または従業員数1,000名以下<br>・前年度の売上高10億円超90億円未満で、売上成長率年10%の向上及び売上100億円をめぐす<br>・事業供用年度に2.5%以上の売上要件を満たす<br>(上乗せ要件は5%以上の売上) |   |
| 対象業種     | 中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業  |   |  |  |   |
| 対象設備     | 機械・装置  | 全て<br>160万円/ー以上<br>販売開始10年以内                      | 全て<br>160万円/ー以上                                    |  |   |
|          | 工具   | 測定工具及び検査工具<br>30万円/ー以上<br>販売開始5年以内                | 全て<br>30万円/ー以上                                     |  |   |
|          | 器具・備品  | 全て<br>30万円/ー以上<br>販売開始6年以内                        | 全て<br>30万円/ー以上                                     |  |   |
|          | 建物   | -   | -  | 生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物<br>1000万円/ー以上   |   |
|          | 建物附属設備   | 全て<br>60万円/ー以上<br>販売開始14年以内                       | 全て<br>60万円/ー以上                                     |  | 生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物の<br>附属設備<br>1000万円/ー以上 |
|          | 構築物  | -   | -  |  |   |
|          | ソフトウェア   | 情報収集機能及び分析・指示機能<br>を有する<br>70万円/ー以上<br>販売開始5年以内   | 全て<br>70万円/ー以上                                     |  |   |
|          | その他  | -   | -  |  |   |
| 必要書類等    | 経営強化法の認定書(※3)<br>工業会等の証明書(※4)  | 経営強化法の認定書(※3)<br>経済産業局の確認書(※5)<br>(税理士等の事前確認書が必要) | 経営強化法の認定書(※3)<br>経済産業局の確認書(※10)<br>(税理士等の事前確認書が必要) | 経営強化法の認定書(※3)<br>経済産業局の確認書(※●)<br>(税理士等の事前確認書が必要)  |   |
| その他      | 令和9年3月末まで。   | 令和9年3月末まで。  | 令和9年3月末まで。   | 令和9年3月末まで。   |   |
| お問合せ先    | 経営支援課 経営力向上室<br>(082-224-5658)   | 経営支援課 経営力向上室<br>(082-224-5658)                    | 経営支援課 経営力向上室<br>(082-224-5658)                     | 経営支援課 経営力向上室<br>(082-224-5658)   |   |

- ※1 償却資産として課税されるものに限る
- ※2 認定経営革新等支援機関等の名称、所在地、指導・助言を受けた日付、指導・助言の内容、指導・助言を踏まえて取得した対象設備の明細等
- ※3 中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づく、経営力向上計画に係る主務大臣の認定書
- ※4 工業会等の証明:①一定期間内に販売されたモデル(中古除く)、②経営力向上指標、または生産性向上指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備のいずれにも該当する旨を、業界団体が証明した書類
- ※5 年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれることについて、経済産業大臣(経済産業局)が確認した書類。税理士等の事前確認書が必要。
- ※7 生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づく、先端設備等導入計画に係る市町村の認定書
- ※8 ①地域の特性を活用すること、②高い付加価値を創出すること、③地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼすこと を満たした場合の県からの承認書
- ※9 ①先進性を有すること、②対象事業の売上高伸び率 $\geq$ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率+5% かつ対象事業の売上高伸び率がゼロを上回ることなどの要件を主務大臣が確認したもの
- ※10 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上となることが見込まれることについて、経済産業大臣(経済産業局)が確認した書類。税理士等の事前確認書が必要。
- ※11 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関が確認した書類。
- ※12 雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを従業員に表明するもの。
- ※13 総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要。
- ※14 他者から事業を承継するために、土地・建物を取得する場合、不動産取得税の軽減措置を利用することが可能。
- ※● 年平均の投資利益率が7%以上となること及び経営規模の拡大に著しく資するものについて、経済産業大臣(経済産業局)が確認した書類。税理士等の事前確認書が必要。  
「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」参照。

# よろず支援拠点

中小企業・  
小規模事業者等



よろず支援拠点

鳥取：0857-31-6851  
島根：0852-60-5103  
岡山：086-206-2180  
広島：082-240-7706  
山口：083-902-5959

※県庁所在地以外でもサテライト拠点を設置しており、そちらでもご相談が可能です。

|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  | ● |
| 支援機関 |   |
| 自治体  |   |
| その他  | ● |

## 支援概要

売上拡大や経営改善などの様々な経営課題に対応する専門家を各拠点に配置しており、中小企業・小規模事業者の経営上の悩みに親身に耳を傾け適切な解決策をご提案します。**何度でも無料で相談**できます。

## 参考情報

相談費用は無料。まずは各県のよろず支援拠点へお電話ください。相談日等を調整したうえ、ご来訪いただきます。

### 【受付内容】

- ・販路拡大、経営改善、現場改善、働き方改革、創業、事業承継など

## 相談事例

### 【相談内容】

- ・岡山県内にてバルブ（安全弁）整備・メンテナンス事業を営む企業。
- ・事業承継と繁忙期・閑散期の業務受注が課題。



### 【相談結果】

- ・代表者を中心とした職人集団で技術はあるが、現状は組織として未完成的な状態であった。
- ・事業承継を見据えて、優れた特殊技術を社内で伝承するために、作業工程を動画で撮影して社内共有を図るとともに、工程管理、日報提出用としてタスク管理ツールの導入をアドバイス。
- ・技術伝承と業務平準化により、売上の20%向上へとつながった。



導入したタスク管理ツール画面

## 詳細情報

よろず支援拠点の詳細については、  
よろず支援拠点全国本部のホームページをご覧ください。  
<https://yorozu.smrj.go.jp/>



下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しする価格交渉の知識や原価計算手法の習得支援を行う「価格転嫁サポート窓口」も開設していますので、是非ご活用ください。

<https://www.chugoku.meti.go.jp/r5fy/topic/chusho/230726.html>



## 事業承継・引継ぎ支援センター

小規模事業者等  
中小企業・

相談

事業承継・引継ぎ  
支援センター

|    | 電話           | 受託機関           |
|----|--------------|----------------|
| 鳥取 | 0857-20-0072 | (公財)鳥取県産業振興機構  |
| 島根 | 0852-33-7501 | 松江商工会議所        |
| 岡山 | 086-286-9708 | (公財)岡山県産業振興財団  |
| 広島 | 082-555-9993 | 広島商工会議所        |
| 山口 | 083-902-6977 | (公財)やまぐち産業振興財団 |

|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  | ● |
| 支援機関 |   |
| 自治体  |   |
| その他  | ● |

## 支援概要

中小企業者等の円滑な事業承継・引継ぎを促進するため、各都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター※」が相談対応をはじめ、事業承継計画の策定支援やマッチング支援等を行います。

※令和3年4月、これまで第三者承継支援を行っていた「事業引継ぎ支援センター」に、親族内承継支援を行っていた「事業承継ネットワーク」の機能を統合し、事業承継・引継ぎのワンストップ支援を行う組織として発展的に改組しました。

## 支援内容

以下の支援を、無料で実施します※。

1. 事業承継・引継ぎ（親族内・第三者）に関する御相談
2. 事業承継診断による事業承継・引継ぎに向けた課題の抽出
3. 事業承継を進めるための事業承継計画の策定
4. 事業引継ぎにおける譲受／譲渡企業を見つけるためのマッチング支援 など

※専門家派遣による支援等を実施する場合には費用負担が発生することがあります。

## 相談事例

## 伝統和菓子工房の決断

## &lt;概要&gt;

譲渡企業：泉屋  
譲受企業：泉屋株式会社（新設会社）  
譲渡方法：事業譲渡  
引継時期：令和2年3月



早いタイミングで相談したことで納得のいく後継者選びが可能に

## &lt;経緯&gt;

- ・泉屋は、昭和34年1月に先代が創業。和菓子製造販売を広島県三次市で営んできた。
- ・主力商品の柏餅は、原料・製法・味にこだわっており、地元では根強いファンを持つ。
- ・二代目代表には後継者がなく、伝統的和菓子作りを伝承してもらえぬ意欲ある若手経営者をさがしていたところ、三次広域商工会を介して広島県事業引継ぎ支援センターへ相談。
- ・時間をかけても原料や製法へのこだわりを守り抜きたいとの思いは強く、候補探しには時間を要した。

## &lt;引継ぎまで&gt;

- ・相談から3年目に入った頃、広島市内の菓子・食品企画会社の若手社長より、広島県内でかつ和菓子製造事業先で後継者を探している先の譲り受け相談があり、打診したところ前向きに検討したい意向あり。
- ・泉屋の屋号を残したいとの譲渡人の希望と、ブランドを維持したい譲受人の希望が合致したため「泉屋株式会社」を新設し事業を譲渡。
- ・令和2年3月に最終契約を締結し譲渡は完了。現在、前代表は執行役員として当面サポートしながら、円滑に事業の引継ぎを行っている。

## 詳細情報

事業引継ぎポータルサイト  
事業引継ぎ問題の背景や事業引継ぎ成功例等を掲載しています。  
<https://shoukei.smrj.go.jp/>



# 中小企業活性化協議会

小規模事業者等  
中小企業・

相談

中小企業  
活性化協議会

|    | 電話           | 受託機関           |
|----|--------------|----------------|
| 鳥取 | 0857-30-0195 | (公財)鳥取県産業振興機構  |
| 島根 | 0852-23-0701 | 松江商工会議所        |
| 岡山 | 086-286-9682 | (公財)岡山県産業振興財団  |
| 広島 | 082-511-5780 | 広島商工会議所        |
| 山口 | 083-902-5221 | (公財)やまぐち産業振興財団 |

|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  | ● |
| 支援機関 |   |
| 自治体  |   |
| その他  | ● |

## 支援概要

収益力改善・事業再生・再チャレンジに関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が再生計画策定を支援します。相談は無料<sup>※</sup>で秘密は厳守します。経営の先行きに不安を感じたら各都道府県の中小企業活性化協議会までご相談ください。

※計画策定の支援にあたり、調査や外部専門家の費用は実費の一部負担をお願いしています。

## 支援内容

### 窓口相談

- ・面談や提供資料の分析を通して経営上の問題点や具体的な課題を抽出します。
- ・課題の解決に向けて、適切なアドバイスを行います。
- ・必要に応じて関係支援機関や支援施策をご紹介します。

協議会が必要と判断した場合

### 再生計画等策定支援

#### 再生計画の策定支援

- ・必要に応じて専門家（中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士など）による「個別支援チーム」を結成し、具体的な再生計画の策定を支援。

#### 関係機関との調整

- ・必要に応じて関係金融機関との調整を実施。

#### フォローアップ

- ・計画策定後も定期的なフォローアップ、必要なアドバイスなどを実施。

#### 債務整理支援

- ・必要に応じて代理人弁護士の紹介など円滑な債務整理のための助言等を実施。

## 詳細情報

中小企業活性化全国本部HP（中小企業基盤整備機構）  
中小企業活性化協議会の概要や活用事例等を紹介しています。  
<https://www.smrj.go.jp/sme/revitalization/revitalization-plans.html>



## 知的財産の相談をしたい

## 知財総合支援窓口

(独) 工業所有権情報・研修館事業

中小企業・  
小規模事業者等



全国共通  
ナビダイヤル

相談先：  
0570-082100  
(各県の窓口につながります)

|      |   |
|------|---|
| 中小企業 | ● |
| 小規模  | ● |
| 支援機関 | ● |
| 自治体  | ● |
| その他  | ● |

## 支援概要

中小企業等が経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや相談をワンストップで受け付けます。窓口支援者がヒアリングを通じて、経営課題を把握し、その課題に対応した知的財産活動を無料でご提案します。

## 参考情報

相談費用は無料

受付内容

- ・開発技術の保護手法を提案
- ・効果的な権利取得を提案
- ・知的財産の重要性や知的財産制度の概要説明
- ・事業化を支援する制度（補助制度等）の説明
- ・職務発明規程の整備・運用についての説明 など

株式会社木原製作所様のケース

## 相談事例

## 【相談内容】

伝統ある葉たばこ乾燥技術を推奨、さらに他の食品乾燥へと広げていく中で、顧客は農業事業者、一般家庭へと多様化。

そのような環境変化をとらえ、社内の技術力を一層強化し、「研究開発型企業」へと転身するためのアドバイスを求め、知財総合支援窓口を訪問。

## 【相談結果】

平成28年に施行された「職務発明制度」を紹介し、社内に導入するための支援を行った。また、デザイン性に優れた小型業務用食品乾燥機の開発について、その特許化、更に技術ブランドとして新たな商標「DDS」の出願や意匠権（デザイン）の出願も支援。

これらの支援を通じて社内の知的財産管理体制の強化、全社的なレベルアップに繋がった（木原製作所様のコメント）。

## 窓口の声



木原製作所様のご支援を担当しています。多くの中小企業等の皆様に知的財産についてご相談をいただきましたが、まだまだ、ご存知ない企業も多いようです。もっと多くの方に知っていただき、窓口での相談対応をはじめ、訪問相談対応や、弁理士・弁護士等の専門家派遣などご支援できればと願っています。お気軽にご連絡ください。  
(INPIT山口県知財総合支援窓口 小柳 正 アドバイザー)

(事例出典) (独) 工業所有権情報・研修館「知財ポータル」 (<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>)

## 詳細情報

知財総合支援窓口「知財ポータル」  
<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>



# 相談一覧

## 〈相談〉割賦販売・特定商取引

割賦販売・特定商取引に係る消費者取引の適正化を図り、消費者の安心を支えます。  
お問合せ先:消費経済課(082-224-5671)

URL:<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/seihin/shouhishagyousei.html>

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
|      |     |      |     | ●   |



## 〈相談〉消費者取引に関する相談

経済産業省所管の物資(商品)及び役務(サービス)など、消費者取引に関する相談を受け付け、助言・情報提供を行っています。  
お問合せ先:消費経済課消費者相談室(082-224-5673)

URL:<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/seihin/shouhishasoudan.html>

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
|      |     |      | ●   | ●   |



## 〈相談〉消費生活用製品・電気用品等の安全(PSマーク)

消費生活用製品・電気用品等の安全確保・事故防止を図り、消費者の安全を支えます。  
お問合せ先:消費経済課製品安全室(082-224-5671)

URL:<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/seihin/sehinanzen.html>

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
|      |     |      |     | ●   |



## 〈相談〉下請かけこみ寺

中小企業等が抱える取引上の悩み相談を受け付け、問題解決に向け相談員や弁護士がアドバイスを行います。  
お問合せ先:下請かけ込み寺(0120-418-618)

URL:<https://www.zenkvo.or.jp/kakekomi/>

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      |     | ●   |



## 〈その他〉下請Gメンによる訪問調査

下請Gメンが下請取引の実態や業界の商慣習などについてヒアリングし、親事業者や業界団体に対し取引条件の見直しなど適正取引に向けた取組を促します。

お問合せ先:適正取引推進化(082-224-5745)

URL:<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Gmenhoumon.html>

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      |     | ●   |



## 〈その他〉価格転嫁サポート窓口

各県のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置しており、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援を通じて、下請中小企業の価格交渉・価格転嫁を後押しします。

お問合せ先:適正取引推進課(082-224-5745)

URL:[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka\\_support.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/tenka_support.html)

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      |     | ●   |



## 〈診断・相談〉省エネ相談地域プラットフォーム事業(省エネお助け隊)

地域の専門家らが連携した省エネ相談拠点を全国に設置し、中小企業者等による省エネ取組をきめ細かく支援します。

時期:通年(予算額に達し次第終了)

実施機関:省エネ相談地域プラットフォーム採択事業者(各県)

お問合せ先:エネルギー対策課(082-224-5741)

URL:<https://shoeshindan.jp/>

| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      | ●   | ●   |



## 〈診断・相談〉省エネ最適化診断

ノウハウ・人材・金融などの面で省エネを実施することが困難な中小企業者等に対して、「省エネ診断」と「再エネ提案」でエネルギー利用を最適化するサービスです。

時期:通年(予算額に達し次第終了)

実施機関:(一財)省エネルギーセンター

お問合せ先:エネルギー対策課(082-224-5741)

URL:<https://www.shindan-net.jp/>

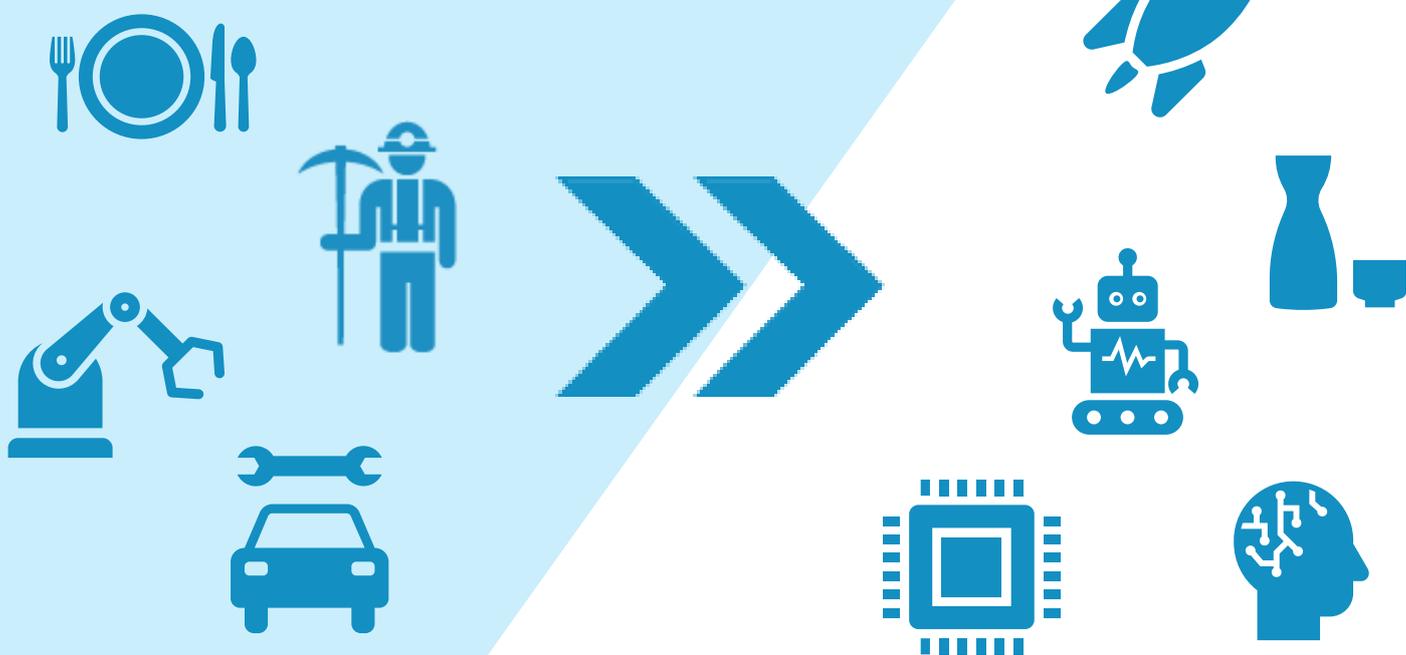
| 中小企業 | 小規模 | 支援機関 | 自治体 | その他 |
|------|-----|------|-----|-----|
| ●    | ●   |      | ●   | ●   |



新規事業への進出により、  
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

# 中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

## 【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

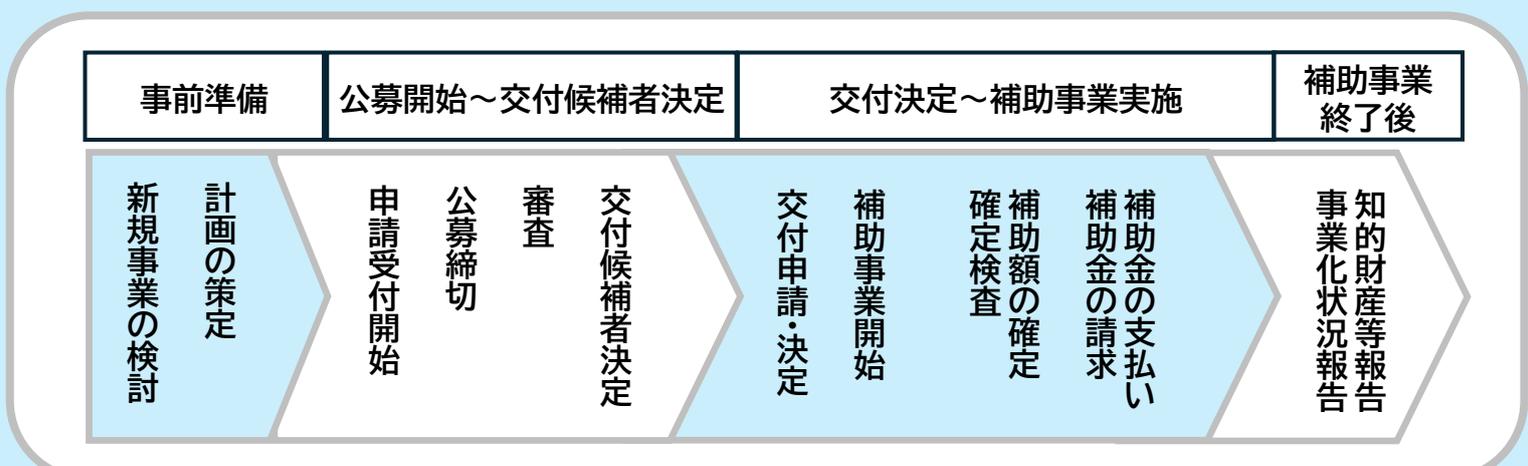
検索



## 【補助事業概要】

| 項目     | 内容   |
|--------|--|
| 補助対象者  | 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等   |
| 補助上限額  | 従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円)<br>従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円)<br>従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円)<br>従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円)<br>※補助下限750万円<br>※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)  |
| 補助率    | 1/2  |
| 基本要件   | 中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、<br>(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること)<br>①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加<br>②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、<br>又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加<br>③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準<br>④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 |
| 補助事業期間 | 交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)  |
| 補助対象経費 | 機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費   |
| その他    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益納付は求めません。</li> <li>・ 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。</li> </ul>  |

## 【事業スキーム】



問い合わせ先

新事業進出補助金事務局 (コールバック予約システム)  
<https://shinjigyoun.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。



最新の設備を導入して  
もっと生産性をあげたい



拠点を増やして  
事業を拡大させたい



賃上げをして従業員の  
モチベーションを高めたい

# 中堅・中小 成長投資補助金

3次公募  
締め切り

令和7年  
4月28日(月)

## 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の 大規模成長投資補助金

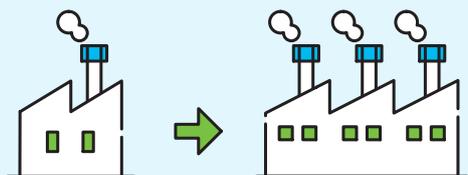
地域の雇用を支える **中堅・中小企業** が、足元の人手不足等の課題に対応し、  
成長していくことを目指して行う **大規模投資を促進** することで、  
地方における **持続的な賃上げを実現** することを目的としています。

投資  
規模

**10億円** 以上が対象

補助  
上限

**50億円** (補助率1/3以内)



補助金で拠点設立や大規模投資を実施



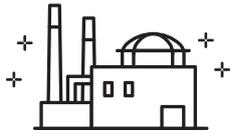
事業拡大・生産性向上



**持続的な賃上げ**※により従業員へ還元、  
優秀な人材の確保も可能に

※最低賃金の年平均上昇率を上回る  
賃上げ(全国平均+4.5%/年)

# どんな取り組みに活用できる補助金なの？



工場や倉庫、販売拠点などの  
新設や増築



最先端の機械や  
省力化できる設備の購入



ソフトウェアの  
購入や情報システムの構築

※詳しくは公募要領をご確認ください。

## 事業概要

公募期間：令和7年3月10日(月)～4月28日(月)17時厳守

※公募様式は3月17日(月)に公表予定です。

※公募締め切りの5営業日前までに提出された申請書類については、書類の不備等を事務局が事前に確認いたします。期日に余裕を持って申請してください。

| 項目         | 内容   |
|------------|--|
| 1. 予算額     | 総額3,000億円(令和9年度までの国庫債務負担含む)  |
| 2. 補助上限額   | 50億円(補助率1/3以内)   |
| 3. 補助事業期間  | 交付決定日から最長で令和9年12月末まで   |
| 4. 補助対象者   | 中堅・中小企業(常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等)※単体ベース<br>※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請(コンソーシアム形式:最大10社)も対象となります。<br>※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。   |
| 5. 補助事業の要件 | ①投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分)<br>②賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)以上)<br>※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます(天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しません。) |

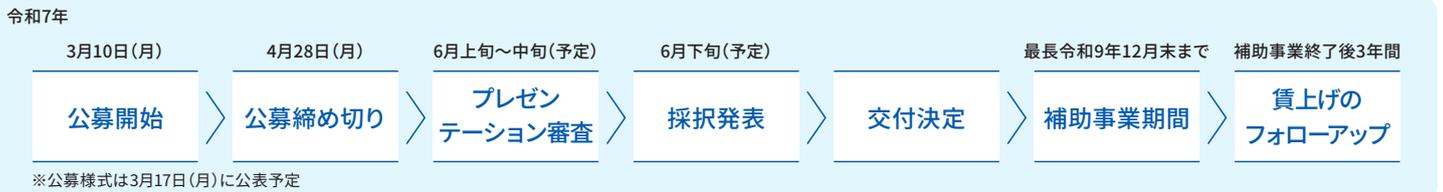
### ⚠️ ご注意

事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「G Biz ID プライムアカウント」が必要です。G Biz ID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

G Biz IDについてはこちら  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



## 事業の流れ



※このスケジュールは、事業内容の変更に伴って改定されることがあります。最新情報については、事務局または経済産業省のホームページをご確認ください。

※採択後の交付申請から交付決定までの審査におよそ2ヶ月を要するため、補助事業の開始時期についてはご注意ください。

詳しくは特設ウェブサイト(事務局HP)をご覧ください



特設ウェブサイト

<https://seichotoushi-hojo.jp>



中堅・中小成長投資補助金サポートセンター

050-3668-7818

平日午前10時～午後5時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)

# 中小企業成長加速化補助金

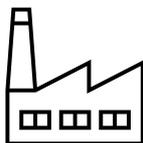
飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

## 事業目的

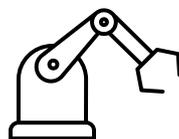
**売上高100億円超**を目指す、成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な**設備投資**を支援

## 活用イメージ



工場、物流拠点  
などの新設・増築



イノベーション創出  
に向けた設備の導入



自動化による  
革新的な生産性向上

## 1次公募スケジュール

**申請受付開始：2025年5月8日（木）**

**申請締切：2025年6月9日（月）**

※詳しくは裏面jGrantsページをご確認ください。

**応募方法：jGrantsシステムによる電子申請**

※申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GビズIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください（詳細は裏面をご参照ください）。

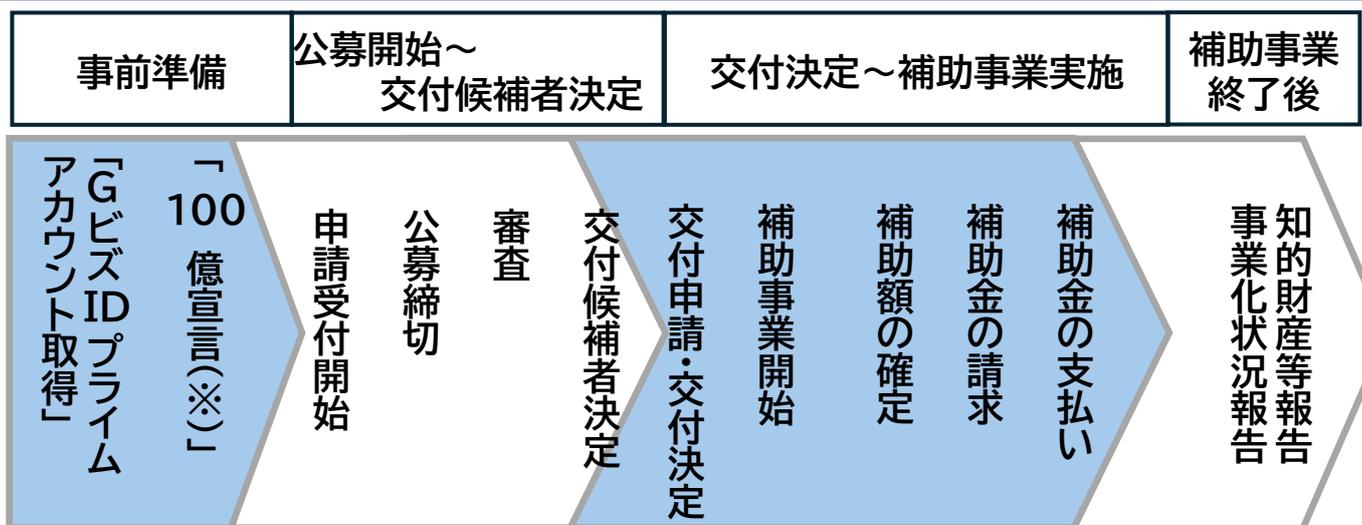
## 補助事業概要

| 項目       | 内容  |
|----------|---|
| 補助対象者    | 売上高100億円を目指す中小企業  |
| 補助上限額    | 5億円(補助率1/2)   |
| 補助事業実施期間 | 交付決定日から24か月以内   |
| 補助事業の要件  | ①「100億宣言」を行っていること<br>② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分)<br>③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定<br>(賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間) など |
| 補助対象経費   | 建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費   |

## 審査のポイント

- 経営力**: 経営者のビジョンやシナリオが明確であり、経営戦略上の補助事業の位置づけを踏まえて、飛躍的な成長につながるが見込まれるか。外部・内部環境の認識(市場や顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源等の状況等)を踏まえた事業戦略となっているか。  
(売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率 等)
- 波及効果**: 産業競争力の強化、イノベーションの創出、地域資源の活用、サプライチェーンへの効果など波及効果が見込まれるか。賃上げへの取組、適切な取引姿勢、女性が活躍しやすい職場環境、BCPへの取組状況など。(賃上げ率、地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言 等)
- 実現可能性**: 迅速に投資を実行できる財務状況や組織体制が整っており、金融機関などのコミットメントが得られているか。(ローカルベンチマーク、金融機関の支援姿勢 等)

## 事業スキーム



※100億宣言とは: 中小企業の経営者の皆様が「売上高100億円」という目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言していただくものです。



詳細(jGrants  
ページ)はこちら



お問い合わせフォーム

事務局連絡先: 0570-07-4153  
(IP電話等からのお問い合わせ  
: 03-4446-4307)



GビズID  
はこちら

# 「売上高100億円を目指す！」 その「挑戦」を宣言しませんか

## 成長ビジョンを示し、国の支援や同じ志の 経営者ネットワークも活かして、目標の実現へ！

### 「100億宣言」とは？

- 中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高100億円」という野心的な目標を掲げ、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するものです。
- 宣言は事務局が運営するポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表されます。

#### ≪宣言の内容≫

- ①企業概要
- ②企業理念・100億宣言に向けた経営者メッセージ
- ③売上高100億円実現の目標と課題
- ④売上高100億円実現に向けた具体的措置 等

※ 宣言できる企業は売上高10億円～100億円未満の中小企業です。  
 ※ 「宣言」掲載に際しては、所定の要件と記載内容の確認があります。

「宣言」をされた企業さま  
 限定の特別なメニューが  
 あります！

「宣言」をすると、  
 どんなことができるの？  
 いいことがあるの？



### 「100億宣言」のメリット

#### ■ 「宣言」取得による補助金等の活用

100億宣言が基本要件となる補助金等(設備投資等に活用できる中小企業成長加速化補助金(上限5億円(補助率1/2)等)への申請が可能となります(その他、必要書類を提出の上、審査があります)。

#### ■ 経営者ネットワークへの参加

100億宣言を行った企業の経営者の皆様の経営の“気づき”につながる場として、地域・業種を超えて刺激し合える経営者ネットワークを構築します。

#### ■ 100億宣言のロゴマークの活用による自社PR

宣言企業は「公式ロゴマーク」を使用できます。自社の取組のPRにご活用ください。



※商標登録申請中

※100億宣言を行った企業に活用いただけるメニューについては、今後追加・変更の可能性がります。

公表要領・申請要領・ひな形等は右のQRコードをご参照ください。  
 申請受付開始は令和7年5月頃を予定しております。



新規輸出1万者支援  
プログラム始動

事業者のみなさま



# 円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを  
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、  
ブランディング  
・プロモーション



ECサイトを  
活用した販路開拓



輸出商社  
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に  
カウンセリングいたします。

🔍 ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）もポータルサイトからご活用いただけます



初めての輸出で  
あれこれ気になる…！

詳しくは裏面で

# 輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで 何でもお任せください!



輸出を始めるには  
どうする?

- ・これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
- ・専門家が現況をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の実現にむけた、最適な方法をナビゲートします。



海外消費者向けに  
ECを使って商品を  
販売してみたい!

- ・海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



輸出先の国の選び方や、  
現地の市場は  
どうなってるんだろう?

- ・海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確化します。
- ・具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



日本にしながら、  
海外販路拡大を実現したい!

- ・国内において、国内輸出商社との個別商談会に参加いただけます。
- ・商品の海外販売、貿易実務などは輸出商社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。



現地向けに商品を改良・  
開発したい!  
現地のニーズを把握したい!

- ・ものづくり補助金(グローバル市場開拓枠(海外市場開拓(JAPANブランド)類型))で、輸出处向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2(小規模・再生事業者の場合は2/3)にて一貫して支援します。



輸出入に関する手続の流れや  
法規制について知りたい!

- ・海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。



詳しくは、1万者支援ポータルサイトをチェック!

🔍 ジェトロ



# 簡易で即効性のある省力化投資に **カタログ注文型**

補助率 **1/2** 以下

補助上限額 最大 **1,500**万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の選択肢が広がり、より使いやすくなりました!

**補助対象**  
(カタログ掲載)  
製品の  
カテゴリ例 ▶

どんどん追加中!



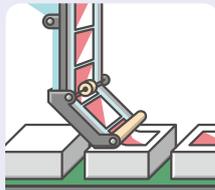
清掃ロボット



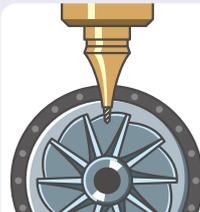
券売機



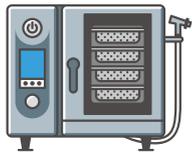
無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



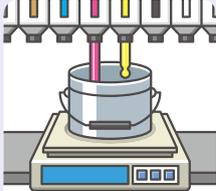
スチームコンベクションオーブン



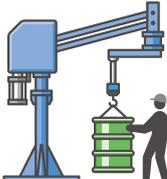
配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から  
製造業まで、  
様々な業種  
向けの製品を  
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金がさらに活用しやすくなりました!

# 中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

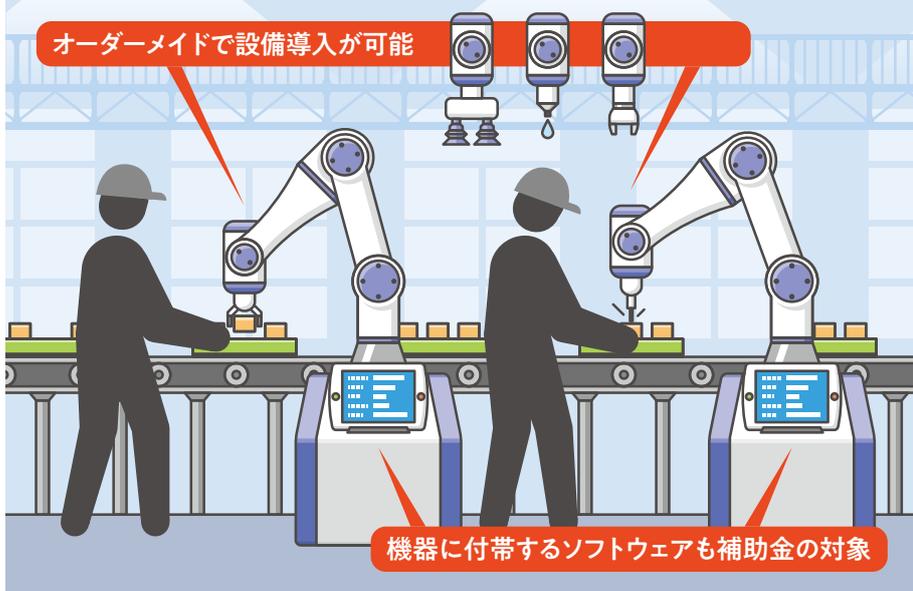
**一般型 NEW!**

補助率※

中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額

最大 **1**億円



- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、**通信販売事業**で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、**自動車関連部品製造事業**で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

**中小企業省力化投資補助金とは、** 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
**中小機構**

# カタログ注文型

随時申請  
受付中

# 一般型

公募回制

## 補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。  
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

## 補助率と補助上限額

| 従業員数  | 補助率       | 補助上限額   | 大幅な賃上げを行う場合 |
|-------|-----------|---------|-------------|
| 5名以下  | 1/2<br>以下 | 200万円   | 300万円       |
| 6~20名 |           | 500万円   | 750万円       |
| 21名以上 |           | 1,000万円 | 1,500万円     |

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

### 補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります  
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

| 従業員数    | 補助率※          | 補助上限額   | 大幅な賃上げを行う場合 |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 5名以下    | 中小企業<br>1/2   | 750万円   | 1,000万円     |
| 6~20名   |               | 1,500万円 | 2,000万円     |
| 21~50名  |               | 3,000万円 | 4,000万円     |
| 51~100名 | 小規模・再生<br>2/3 | 5,000万円 | 6,500万円     |
| 101名以上  |               | 8,000万円 | 1億円         |

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3 (小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

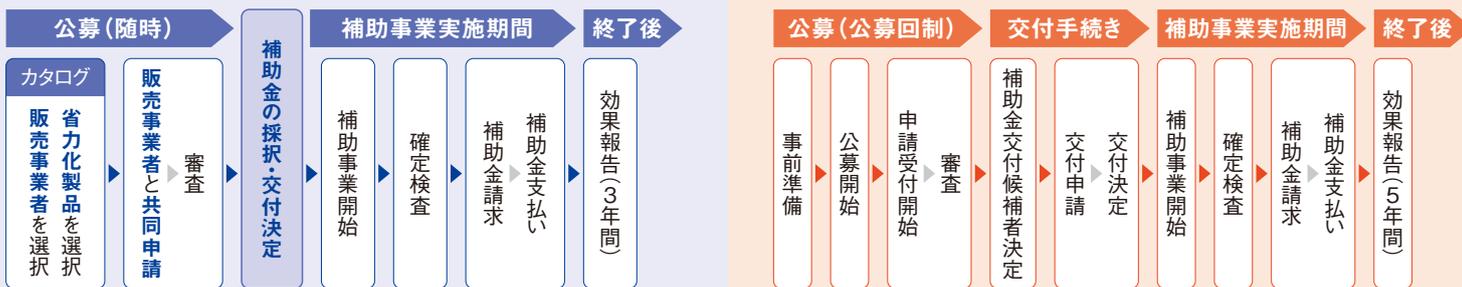
### 補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準  
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

### 補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること  
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

## 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから  
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで  
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録サポートセンター **03-6746-1530** でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

# 中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 **NEW!**

補助率<sup>※</sup>

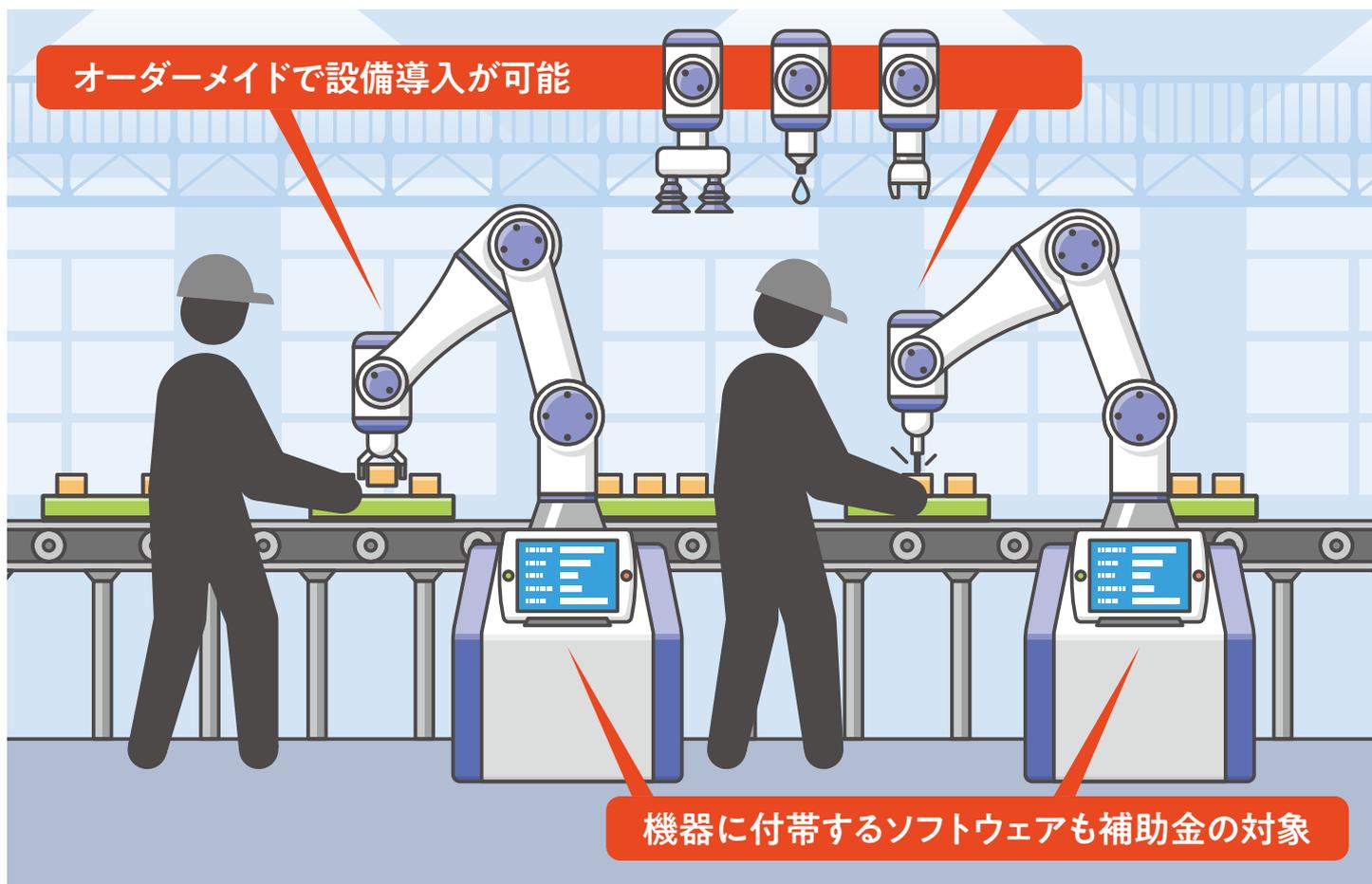
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額

最大 **1億円**

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

**中小企業省力化投資補助金とは、** 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
**中小機構**

# 中小企業 省力化投資補助金 一般型 NEW!

補助率\*  
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額  
最大 1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

## ● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のある**オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」**を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**
- ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
  - ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加
  - ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
  - ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。  
※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。

- その他要件**
- ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
  - ② 事業計画上の**投資回収期間**を根拠資料とともに提出すること。
  - ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
  - ④ **人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画**を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

## ● 補助率と補助上限額

| 従業員数    | 補助率*          | 補助上限額   | 大幅な賃上げを行う場合 |
|---------|---------------|---------|-------------|
| 5名以下    | 中小企業<br>1/2   | 750万円   | 1,000万円     |
| 6～20名   |               | 1,500万円 | 2,000万円     |
| 21～50名  | 小規模・再生<br>2/3 | 3,000万円 | 4,000万円     |
| 51～100名 |               | 5,000万円 | 6,500万円     |
| 101名以上  |               | 8,000万円 | 1億円         |

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

### 補助上限額がアップする 【大幅賃上げ特例】の適用要件

- ① 給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加
- ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

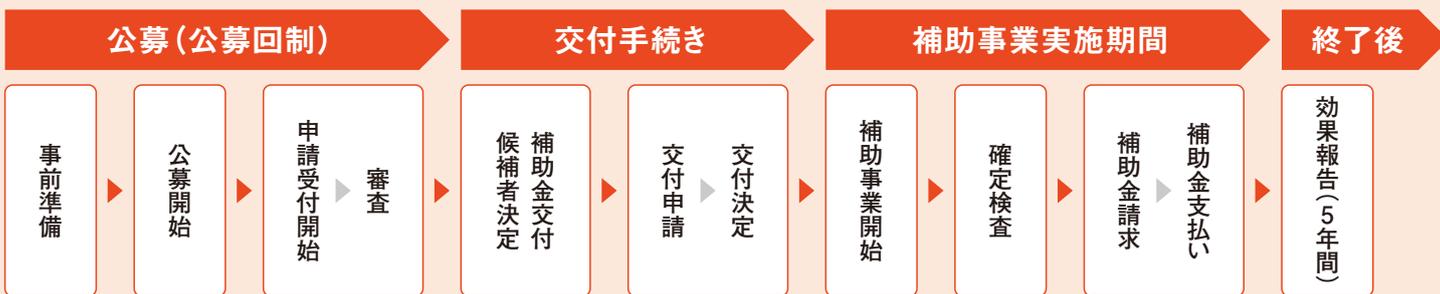
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。 ※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

### 補助率が2/3にアップする 【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

- 中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

※小規模・再生事業者は除く。 ※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

## ● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

**0570-099-660**

IP電話などからの  
お問い合わせ

**03-4335-7595**

● 受付時間：9:30～17:30 / 月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

簡易で即効性のある省力化投資に「**カタログ注文型**」もご活用ください!

カタログから選んだ汎用製品を導入

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

# 中小企業 省力化投資補助金

簡易で即効性のある省力化投資に

## カタログ注文型

補助率  
1/2以下

補助上限額  
最大 1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。「販売事業者」の選択肢が広がり、より使いやすくなりました!

販売事業者も  
募集!

2025年2月28日以降、裏面記載のホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。

補助対象  
(カタログ掲載)  
製品のカテゴリ

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。



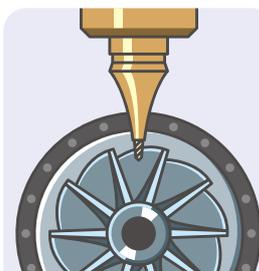
清掃ロボット



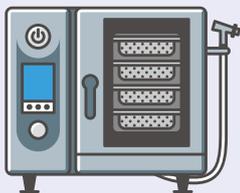
券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



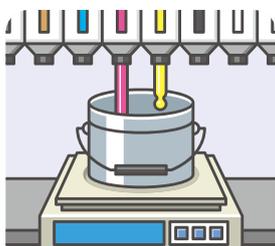
5軸制御マシニングセンタ



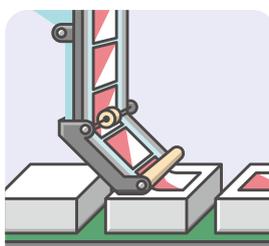
スチームコンベクションオーブン



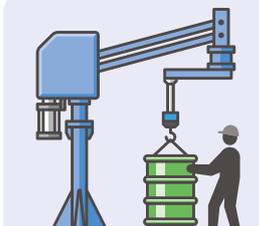
測量機



印刷用インキ自動計量装置



オートラベラー



バランス装置

## サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

※2025年2月現在

【清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート】清掃ロボット／配膳ロボット／飲料補充ロボット 【店舗・施設向けセルフ対応型機器】券売機／自動精算機／自動チェックイン機 【店舗・施設向けバックヤード業務サポート】物品貸出管理機／入出金機 【厨房サポート】スチームコンベクションオーブン／自動フライヤー 【セルフ式ガソリンスタンド向け】タブレット型給油許可システム 【自動車整備】自動調色システム／自動車向け溶接機(スポット溶接機)／自動車向け溶接機(バルス制御溶接機) 【美容機器】美容ライト脱毛機器 【食品機械】食品包覆機(食品包あん機、餃子成型機等) 【物流システム機器】無人搬送車(AGV・AMR)／検品・仕分システム／自動倉庫／ピッキングカートシステム／ラックシステム(垂直回転ラック)／ラックシステム(移動ラック)／ラックシステム(流動ラック)／垂直搬送機(貨物専用) 【印刷機械、紙加工関連機械】デジタル紙面色校正装置(グラビア・紙器パッケージ用デジタルブルー)／印刷用紙高積装置／印刷用インキ自動計量装置／産業用枚葉デジタル印刷機／印刷用紙反転機／自動紙折機／印刷物インサーター／トムソン加工自動カス取り装置／丁合機／デジタル加飾機／印刷紙面検査装置／段ボール製箱機／産業用デジタルラベル印刷機

どんどん  
追加中!

【廃棄物分離回収】近赤外線センサ式プラスチック材質選別機 【荷移動・運搬サポート】バランス装置 【ラベル貼り付け】オートラベラー 【測量機器】測量機(自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション)／地上型3Dレーザースキャナー／GNSS測量機(RTK) 【高機能建設機械】マシンコントロール・マシンガイドシステム機能付ショベル／チルトローテータ付ショベル／安全装置付ショベル 【解体機】シンダーコンクリート解体機 【建設現場作業】建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット) 【プレス加工用機器】一本バー搬送ロボット／プレス用多関節ロボット／鍛圧・板金加工用バリ取り装置／パイプベンダー用投入・排出口ロボット／板金機械用材料シート自動搬入装置／板金機械用材料シート自動搬出装置／プレスブレーキ用金型自動交換装置／コイルライン／プレス間搬送ロボット 【 casting用機器】鋳物用自動バリ取り装置／鋳造用自動注湯機／鋳造用ブラスト装置 【非破壊検査装置】インライン非破壊検査装置(内部不良検査)／インライン非破壊検査装置(外部不良検査) 【工作機械】5軸制御マシニングセンタ／複合加工機／ツールプリセッター 【プラスチック機械】原材料自動計量混合搬送装置 【表面処理】蛍光X線膜厚測定器 【縫製機械】自動裁断機

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
中小機構

## ● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率3%向上」を目指す事業計画※1に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件※2を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。 ※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

## ● 補助率と補助上限額

| 従業員数  | 補助率       | 補助上限額   | 大幅な賃上げを行う場合  |
|-------|-----------|---------|--------------|
| 5名以下  | 1/2<br>以下 | 200万円   | 300万円に引き上げ   |
| 6~20名 |           | 500万円   | 750万円に引き上げ   |
| 21名以上 |           | 1,000万円 | 1,500万円に引き上げ |

補助上限額がアップする  
【大幅賃上げ特例】の  
適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

## ● 申請から事業完了までの流れ



**販売事業者も募集!**

2025年2月28日以降、下記ホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。

※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。 ※2. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。 ※3. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。 ※4. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから  
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの  
お問い合わせ

03-4335-7595

カタログ  
注文型

省力化製品に関わる工業会・  
製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録  
サポートセンター

03-6746-1530

でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。



令和6年度補正予算

# ものづくり

商業  
サービス  
生産性  
向上  
促進

# 補助金

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた  
新製品・新サービスの開発に必要な  
設備投資等を支援します！

**補助上限額**  
最大4,000万円

**補助率**  
1/2～2/3

**製品・サービス高付加価値化枠**  
製品・サービス開発の取組を支援

**グローバル枠**  
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば…  
最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

たとえば…  
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

# 事業概要

## 予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

## 基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

① **付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加**

② **1人あたり給与支給総額の年平均成長率が**

事業実施都道府県における最低賃金の**直近5年間の年平均成長率以上**又は

**給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加**

③ **事業所内最低賃金**が事業実施都道府県における最低賃金**+30円以上の水準**

④ 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表**等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、**事業成果を確認**します。

※基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

|        | 製品・サービス高付加価値化枠   | グローバル枠             |
|--------|--|--------------------|
| 要件     | 革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化  | 海外事業の実施による国内の生産性向上 |
| 補助上限   | 750万円～2,500万円  | 3,000万円            |
| 補助率    | 中小企業1/2、小規模・再生2/3  | 中小企業1/2、小規模2/3     |
| 補助対象経費 | ＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費<br>＜グローバル枠のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費 |                    |
| その他    | 収益納付は求めません。  |                    |

**大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。**

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、**補助金返還義務**があります。

**最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。**

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している

従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※小規模・再生事業者は除きます。

## 事業の流れ

公募開始～採択

交付決定～補助事業実施

終了後～

公募開始  
公募締切

交付候補  
決定

交付申請  
交付決定

補助事業  
開始

実績報告  
確定検査

補助金額  
確定

事業化  
状況報告

お問い合わせ窓口  
補助金事務局の決定後、掲載します。

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

# 「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、  
事業承継に際しての設備投資や、  
M & A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進  
枠

5年以内に事業承継を予定している場合の設備  
投資等に係る費用を補助します

専門家活用  
枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進  
枠

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・  
再チャレンジ  
枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

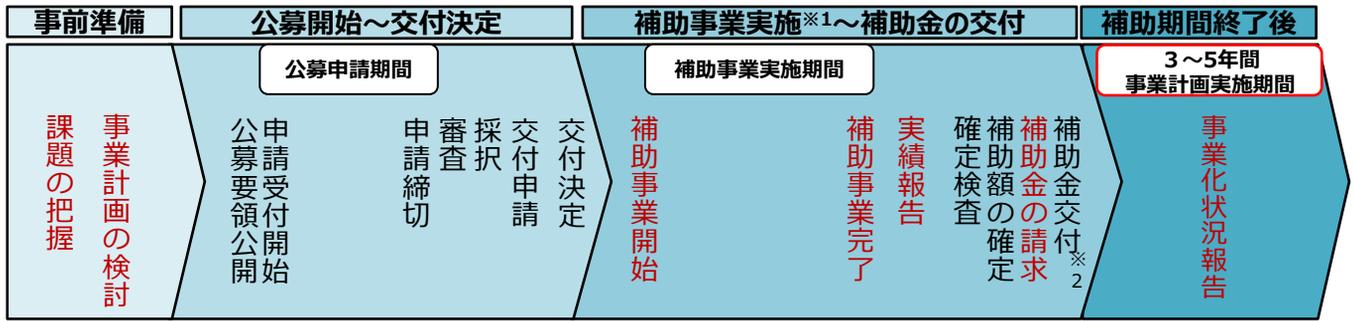
※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置



# 事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

## 支援枠の概要

|      | 事業承継促進枠   | 専門家活用枠  | PMI推進枠  | 廃業・再チャレンジ枠  |
|------|---|---|---|---|
| 要件   | 5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者   | 補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者   | M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者   | 事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者  |
| 補助上限 | <b>800～1,000万円</b> <sup>※</sup><br>※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ       | 買い手支援類型：<br><b>600～800万円</b> <sup>※1</sup> 、<br><b>2,000万円</b> <sup>※2</sup><br>売り手支援類型：<br><b>600～800万円</b> <sup>※1</sup><br>※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算<br>※2：100億企業要件を満たす場合   | PMI専門家活用類型：<br><b>150万円</b><br>事業統合投資類型：<br><b>800～1,000万円</b><br>※一定の質上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ                  | <b>150万円</b> <sup>※</sup><br>※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算        |
| 補助率  | <b>1/2・2/3</b> <sup>※</sup><br>※中小企業者等のうち、小規模事業者 <sup>※</sup> に該当する場合：2/3 | 買手支援類型：<br><b>1/3・1/2、2/3</b> <sup>※1</sup><br>売り手支援類型：<br><b>1/2・2/3</b> <sup>※2</sup><br>※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3<br>※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合 | PMI専門家活用類型：<br><b>1/2</b><br>事業統合投資類型：<br><b>1/2・2/3</b> <sup>※</sup><br>※中小企業者等のうち、小規模事業者 <sup>※</sup> に該当する場合：2/3 | <b>1/2・2/3</b> <sup>※</sup><br>※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う |
| 対象経費 | 設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等   | 謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料   | 設備費、外注費、委託費等  | 廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)                                    |

お問い合わせ先

事業承継・M & A 補助金事務局 050-3145-3812

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

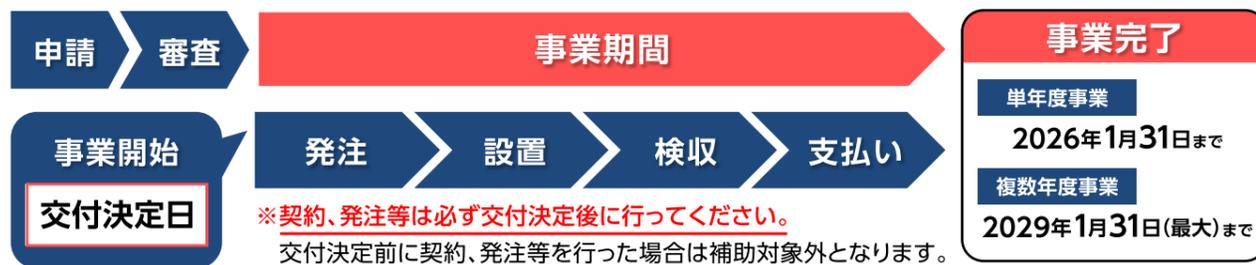


公募サイト

## 全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。  
詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

|      |   |
|------|---|
| 二次公募 | 公募期間:2025年6月2日(月)~7月10日(木)<br>交付決定:2025年9月上旬(予定)          |
| 三次公募 | 公募期間:2025年8月中旬~9月下旬(予定)<br>交付決定:2025年11月中旬(予定)            |
| 事業期間 | 交付決定日から2026年1月31日(土)まで<br>※複数年度事業は、交付決定日から2029年1月31日(水)まで |



## 留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。  
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

|                  |                   |              |
|------------------|-------------------|--------------|
| (I) 工場・事業場型      | のうち 先進枠           | 03-5565-3840 |
|                  | のうち 一般枠・中小企業投資促進枠 | 03-5565-4463 |
| (II) 電化・脱炭素燃転型   |                   | 03-5565-3840 |
| (IV) エネルギー需要最適化型 |                   | 03-5565-4773 |

[受付時間] 10:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日を除く)

## 2次公募

令和6年度補正予算

# 省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に  
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を  
支援するものです。



## 補助率等

補助率:補助対象経費の**2/3**以内 補助金額の上限:**15億円**/年度  
※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

## 2次公募期間

**2025年6月2日(月)~2025年7月10日(木)**

## 支援対象となる3つの事業区分

|  |   |  |
|--|---|--|
| (I) 工場・事業場型<br>①先進設備・システム、②オーダーメイド型設備、<br>③指定設備の導入 | (II) 電化・脱炭素燃転型<br>④指定設備のうち、電化や脱炭素目的の<br>燃料転換を伴う設備等の導入 | (IV) エネルギー需要最適化型<br>⑤EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入 |
|--|---|--|

※(III)設備単位型の申請は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に申請してください。

# 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を3つの事業区分から選ぶことができます。

| 事業区分                      | (I) 工場・事業場型  |   |   | (II) 電化・脱炭素燃転型   | (IV) エネルギー需要最適化型  |
|---------------------------|--|---|---|--|---|
|                           | 先進枠  | 一般枠   | 中小企業投資促進枠   |  |   |
| 事業要件                      | <b>㉑先進設備・システムの導入</b><br>資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業   | <b>㉒オーダーメイド型設備 又は 省エネ効果が高い高効率な設備 (㉓指定設備)</b><br>機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <b>大規模設備投資を支援</b> オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。                 </div> |   | <b>㉔指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入</b><br>化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業  | <b>㉕EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入</b><br>SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業   |
| 省エネルギー効果の要件 <sup>※1</sup> | 原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業<br>●省エネ率+非化石割合増加率 :30%以上<br>●省エネ量+非化石使用量 :1,000kl以上<br>●エネルギー消費原単位改善率 :15%以上 <sup>(注)</sup><br><small>※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせると上記要件を満たすことも可とする。<br/>                     (注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。<br/>                     ※非化石転換の場合であっても、増エネとなる事業は補助対象外。<br/>                     ※中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。</small> | 原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業<br>●省エネ率+非化石割合増加率 :10%以上<br>●省エネ量+非化石使用量 :700kl以上<br>●エネルギー消費原単位改善率 :7%以上 <sup>(注)</sup>  | 原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業<br>●省エネ率+非化石割合増加率 :7%以上<br>●省エネ量+非化石使用量 :500kl以上<br>●エネルギー消費原単位改善率 :5%以上 <sup>(注)</sup> | 電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。<br>(ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象)<br>対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した以下の指定設備。<br>②産業ヒートポンプ ⑤高効率コージェネレーション<br>③業務用ヒートポンプ給湯器 ⑥低炭素工業炉<br>④高性能ボイラ<br><small>※上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。<br/>                     ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める。<br/>                     (但し、併用する場合であっても将来的には非化石転換に向けたリプレイスを目指すことを求める。)</small> | ・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。<br>・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする) |
| 投資回収要件                    | 投資回収年数が5年以上であること   | 投資回収年数が5年以上であること  | 投資回収年数が3年以上であること  |  |   |
| 補助対象経費                    | 設計費・設備費・工事費  |   |   | 設備費・工事費(電化する事業の場合は付帯設備も対象)<br><small>※工事費は中小企業者等に限る</small>  | 設計費・設備費・工事費   |
| 補助率                       | 中小企業者等 <sup>※2</sup>   | 2/3以内   | 1/2以内<br><small>※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内</small>  | 1/2以内<br><small>※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内</small>   | 1/2以内   |
|                           | 大企業 <sup>※3</sup><br>その他 <sup>※4</sup>   | 1/2以内   | 1/3以内<br><small>※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内</small>  | 対象外  | 1/3以内   |
| 補助金限度額                    | 単年度事業  | 【上限額】15億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は20億円/事業全体)</small>  | 【上限額】15億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は20億円/事業全体)</small>  | 【上限額】15億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は20億円/事業全体)</small>   | 【上限額】1億円/事業全体<br>【下限額】30万円/事業全体   |
|                           | 複数年度事業   | 【上限額】30億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は40億円/事業全体)</small>  | 【上限額】20億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は30億円/事業全体)</small>  | 【上限額】20億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は30億円/事業全体)</small>   | 【上限額】3億円/事業全体<br>【下限額】30万円/事業全体<br><small>(電化する事業の場合は5億円/事業全体)</small>  |
|                           | 連携事業   | 【上限額】30億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は40億円/事業全体)</small>  | 【上限額】30億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は40億円/事業全体)</small>  | 【上限額】30億円/事業全体<br>【下限額】100万円/年度<br><small>(非化石転換の場合は40億円/事業全体)</small>   |   |

いずれの事業区分も複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応。複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領等をご確認ください。

\*連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業 (I) 工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5年7月閣議決定)における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの革新へ挑戦し協働(グリーン・トランスフォーメーション。以下「GX」という。)する取り組みの一環として位置づけられた事業である。

先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットメントすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。

本事業の(I)工場・事業場型、(II)電化・脱炭素燃転型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。

① GX推進への取組に関する要件

- 民間企業(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組内容を記入又は、意思を表明し、申請すること。
- 一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2021年度CO<sub>2</sub>排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。
- ※会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人

② 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

(I) (II)型に申請し、低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に該当する場合)

- 石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
- 交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表明を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

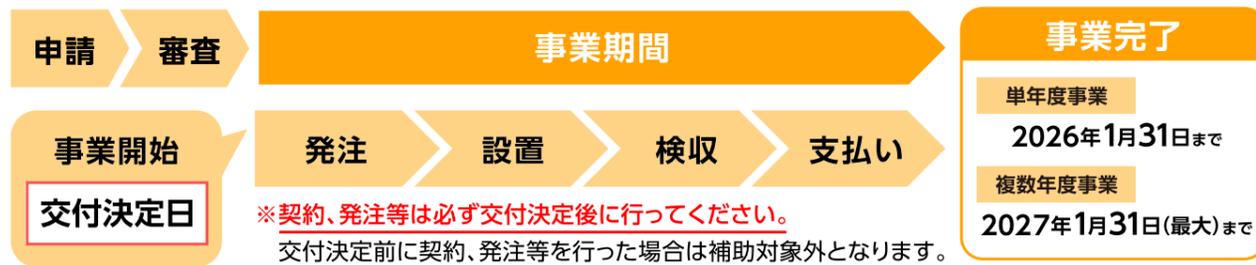
(I)型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

- ※1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。
- ※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
- ※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
  - ・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
  - ※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和6年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者
  - ※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和6年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
  - ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
- ※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

## 全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。  
詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

|      |   |
|------|---|
| 二次公募 | 公募期間:2025年6月2日(月)～7月10日(木)<br>交付決定:2025年9月上旬(予定)          |
| 三次公募 | 公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定)<br>交付決定:2025年11月中旬(予定)            |
| 事業期間 | 交付決定日から2026年1月31日(土)まで<br>※複数年度事業は、交付決定日から2027年1月31日(日)まで |



## 留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。  
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

### (Ⅲ) 設備単位型

ナビダイヤル **0570-039-930**  
[IP電話からのお問い合わせ] **042-303-0420**

### (Ⅳ) エネルギー需要最適化型

**03-5565-4773**

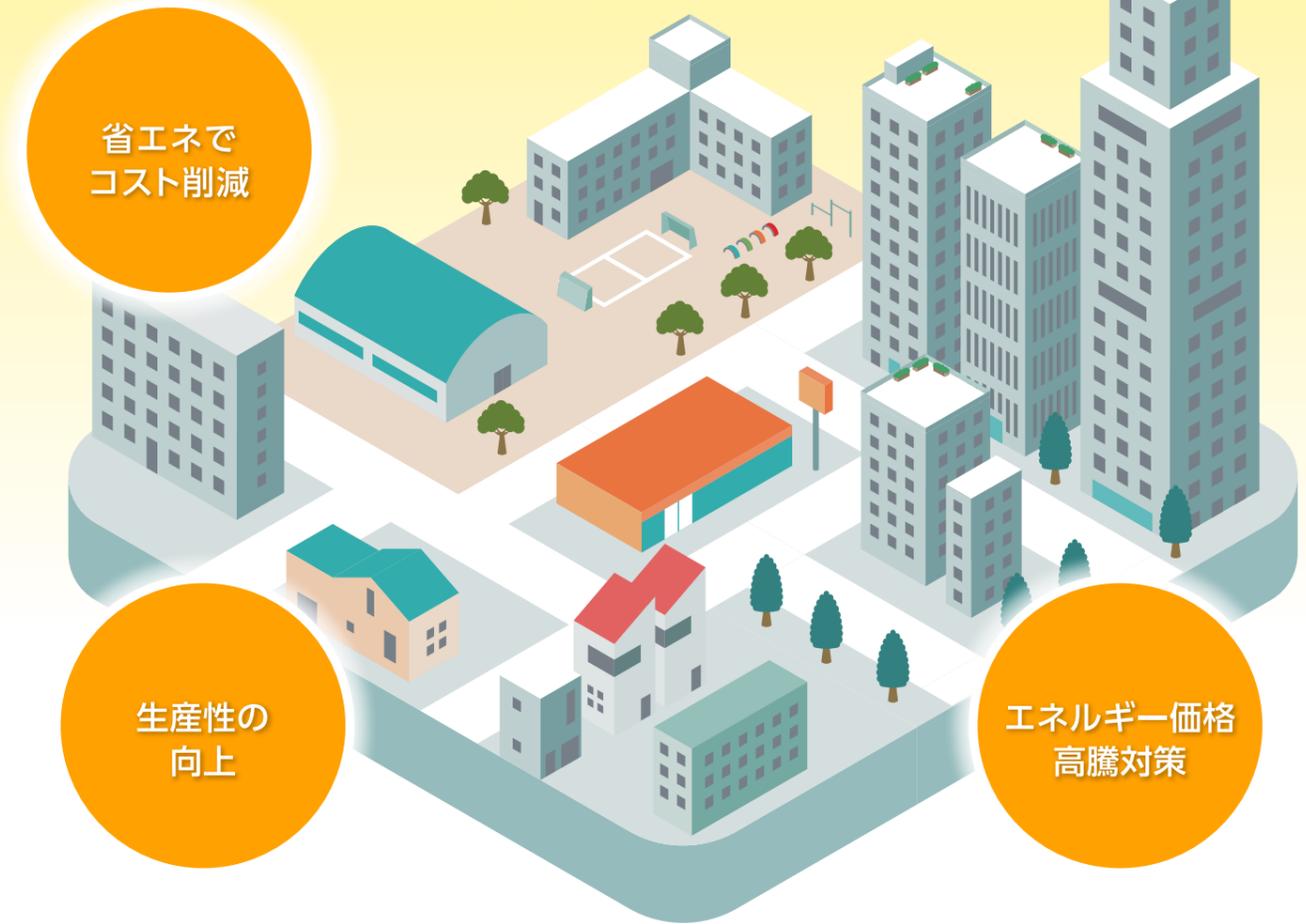
[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

## 2次公募

令和6年度補正予算

# 省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に  
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を  
支援するものです。



### 補助率等

補助率:補助対象経費の**1/3**以内 補助金額の上限:**1億円**/事業全体  
※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

### 2次公募期間

**2025年6月2日(月)～2025年7月10日(木)**

支援対象となる2つの事業区分

#### (Ⅲ) 設備単位型

◎指定設備(SIIが高効率な設備として登録及び公表したもの)を導入

#### (Ⅳ) エネルギー需要最適化型

◎EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

※(Ⅰ)工場・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素燃焼型、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型(単独)の申請は、「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」に申請してください。

# 省エネルギー投資促進支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を2つの事業区分から選ぶことができます。

| 事業区分                      | (Ⅲ) 設備単位型   |
|---------------------------|---|
| 事業要件                      | <p><b>省エネ効果が高い高効率な設備(◎指定設備)の導入</b><br/>SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>ユーティリティ設備</b></p> <p>① 高効率空調 (産業・業務用エアコン等)    ④ 高性能ボイラ    ⑦ 変圧器    ⑩ 制御機能付きLED照明器具<br/>② 産業ヒートポンプ    ⑤ 高効率コージェネレーション    ⑧ 冷凍冷蔵設備<br/>③ 業務用給湯器    ⑥ 低炭素工業炉    ⑨ 産業用モータ</p> <p style="text-align: center;"><b>生産設備</b></p> <p>⑪ 工作機械    ⑫ プラスチック加工機械    ⑬ プレス機械    ⑭ 印刷機械    ⑮ ダイカストマシン</p> <p style="font-size: small;">上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。</p> </div> |
| 省エネルギー効果の要件 <sup>※1</sup> | <p style="text-align: center;"><b>原油換算量ベースで、更新範囲内において<br/>以下いずれかの要件を満たす事業</b></p> <p style="text-align: center;"><b>省エネ率:10%以上</b><br/><b>省エネ量:1kl以上</b><br/><b>経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上</b></p> <p style="font-size: small;">※省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること。(SIIが指定するフォーマットで作成)</p>   |
| 補助対象経費                    | <b>設備費</b>  |
| 補助率                       | <p>中小企業者等<sup>※2</sup></p> <p style="text-align: center;"><b>1/3以内</b></p> <p>大企業<sup>※3</sup><br/>その他<sup>※4</sup></p>   |
| 補助金限度額                    | <p>上限額</p> <p style="text-align: center;"><b>1億円/事業全体</b></p> <p>下限額</p> <p style="text-align: center;"><b>30万円/事業全体</b></p>  |

| 事業区分   | (Ⅳ) エネルギー需要最適化型  |
|--------|--|
| 事業要件   | <p><b>④EMS (エネルギーマネジメントシステム) 機器の導入</b></p> <p>SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業</p> <p>・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。<br/>・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)</p> |
| 補助対象経費 | <b>設計費・設備費・工事費</b>   |
| 補助率    | <p style="text-align: center;"><b>1/2以内</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1/3以内</b></p>  |
| 補助金限度額 | <p>上限額</p> <p style="text-align: center;"><b>1億円/事業全体</b></p> <p>下限額</p> <p style="text-align: center;"><b>30万円/事業全体</b></p>   |

### (Ⅳ) エネルギー需要最適化型との組み合わせについて

(Ⅲ)設備単位型に、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型を組み合わせる申請が可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型の単独申請の場合は、省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金に申請してください。

(Ⅲ) 設備単位型

+

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

### 複数年度事業(2年度事業)活用のご案内

従来の設備単位型(◎指定設備導入事業)では、投資・事業計画が単年度で完了する事業が対象であり、複数年にわたる事業は対象外でした。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年(2年度事業)にわたる投資・事業計画を支援します。

:間接補助事業の事業実施期間

|              | 2025年度 (1年度目) |             | 2026年度 (2年度目) |          |             |
|--------------|---------------|-------------|---------------|----------|-------------|
|              | 2026年 ~1月     | 2026年 2月~3月 | 2026年 4月 ~    | 2027年 1月 | 2027年 2月~3月 |
| 【参考】従来の設備単位型 | ○             | ●           | ×             | ○        | ●           |
| 複数年度事業の活用の場合 | ○             | ●           | ○             | ●        | ●           |

単年度事業では支援できなかった省エネ効果の高い大型設備が支援可能となる

複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。

(Ⅲ)型は、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できること。(Ⅳ)型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。

※1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和6年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和6年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

# 地域共創パートナー

○令和7年5月以降、中国地域内の全ての自治体（107市町村）に対し、局職員が共創パートナーとして、長期的に経済産業政策の地域への浸透、課題解決のサポートを行い、局と自治体の互いの顔が見える関係構築を図ります。

## 地域共創パートナー



主担当  
1名



副担当  
(シニアパートナー)  
1名

(サポート例)

- ・使える施策情報の案内や施策活用の提案
- ・自治体からの相談対応  
(内容により関係者につなぐ等)
- ・RESAS出前講座の実施

### お問合せ先

総務企画部企画調査課  
電話：082-224-5626

※各自治体毎に局職員を任命

## 地域経済分析システム RESAS・RAIDA〔出前講座・ワークショップ、経済動向等〕

○地域の経済動向や特徴を可視化し、地域における新たな政策立案等を支援します。

### RESAS

地域経済分析システム

RESASは、産業構造や人口動態、観光動向（インバウンド含む）等のビッグデータをマップやグラフでわかりやすく表示できるシステムです。



(観光マップ：目的地分析) (人口マップ：人口ピラミッド)



### RAIDA

RAIDAは、データにより地域課題を捉え、分析・考察することをサポートし、施策目標の達成を後押しするプラットフォームです。

#### 感染症回復：旅行



新型コロナウイルス感染症流行後の経済回復状況を理解し、観光需要を刺激する施策の効果を検証するため、日本国内の旅行・観光の消費実態に関するデータを提供します。

#### 物価高騰・円安



地域の物価と消費動向の実態を理解できるよう、物価高騰の影響が特に大きい品目の総額にあたり参考となる関連データを提供します。

#### デジタル実装



地方公共団体によるデジタル実装の計画策定や取組を支援するため、全国のデジタル田舎都市国家情報交付金(デジタル実装タイプ)の事業を地図や一覧などから確認できます。

### 【RESAS出前講座】

地方公共団体、地方議会、商工団体、教育機関、金融機関等にRESAS調査員を派遣し、出前講座を実施しています。



(岡山県立岡山城東高等学校)

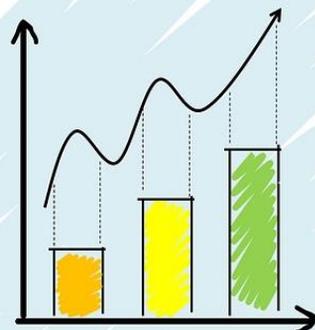
### 【RESASワークショップ】

地方公共団体等に、産業・観光・人口等の分野の有識者を派遣し、RESASを活用した政策立案に関して議論を行う政策立案ワークショップを開催しています。



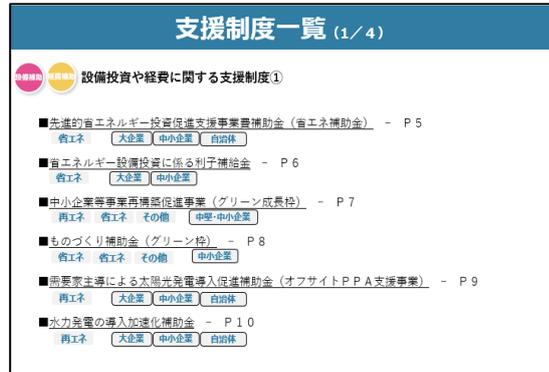
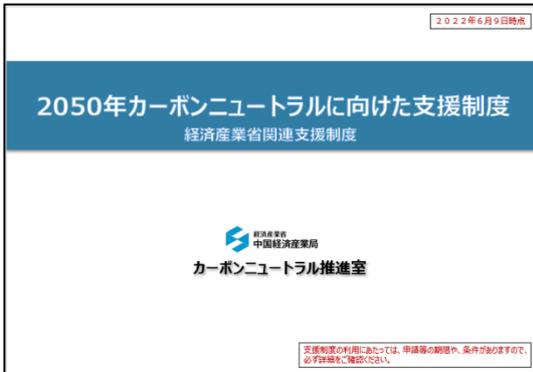
### 【経済動向等】

鉱工業生産、商業販売等、地域の経済動向を情報発信します。



# 『2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度』 (支援策集) を策定しました。

中国経済産業局では、カーボンニュートラルに取り組む企業や自治体の皆様を支援するため、経済産業省の関連支援策をまとめた支援策集『2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度』を策定しました。補助金の最新の公募情報や、相談窓口などの情報を掲載しています。ご活用ください。



< 『2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度』 イメージ >

掲載URL : <https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/energy/pdf/carbon.pdf>

中国経済産業局 資源エネルギー環境部  
カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室  
TEL : 082-224-5713

# DX施策パッケージ

中国経済産業局では、

- ① 「DXって何から始めれば良いか分からない」、「DXって何?」と考える中堅・中小企業等
- ② 「どのようにDX支援すれば良いか分からない」支援機関等

が、「手引き書」や「必携アイテム」として活用いただける「DX施策パッケージ」を作成しました。

「DX施策パッケージ」の中では、経済産業省及び所管法人が実施するDX・サイバーセキュリティ関連の補助金、税制、専門家派遣制度等の各種支援策を取りまとめています。

## 「DX施策パッケージ」のイメージ



### もくじ/索引 ※PDFの場合、クリックすると該当ページに遷移します

|  |  |  |
|--|--|--|
| <b>1. 理論・事例</b><br>P14 デジタルリソースの活用と実践の手引き<br>P15 DX推進の考え<br>P16 経営者向けDXリソース<br>P17 ソフトウェア                | <b>5. 補助金</b><br>P27 IT導入補助金<br>P28 中小企業補助金<br>P29 地方創生補助金<br>P30 小規模事業者持続性補助金<br>P31 創業推進補助金<br>P32 経済産業省デジタル推進支援事業 (Go-Tech事業)<br>P33 支援制度紹介パンフレット | <b>8. 人材育成・研修</b><br>P39 IT職業<br>P40 IT人材<br>P41 人材DXエキスパート<br>P42 アナリティクススキル研修  |
| <b>2. 現状分析</b><br>P18 DX推進指標<br>P19 IT戦略の活用<br>P20 コールセンター   | <b>6. 認定・表彰等</b><br>P34 DX認定<br>P35 DX推進企業<br>P36 DX推進企業表彰   | <b>9. サイバーセキュリティ</b><br>P43 中核人材育成プログラム<br>P44 5分である「危機対応力」を評価する<br>P45 5分である「危機対応力」を評価する<br>P46 危機対応力向上支援プログラム<br>P47 専任セキュリティ対策担当者<br>P48 中小企業向け情報セキュリティ対策アドバイザー<br>P49 SECURITY ACTION<br>P50 ITセキュリティシニア対策講座 |
| <b>3. 専門家相談</b><br>P21 専門家支援センター<br>P22 IT専門家<br>P23 IT経営サポートセンター<br>P24 生産工場スマート化診断<br>P25 各都道府県産業ユビキタス | <b>7. 税制</b><br>P47 中小企業経営強化税制<br>P38 中小企業経営強化税制   | <b>10. 最先端技術</b><br>P51 デジタルアムバ<br>P52 GENIAC  |
| <b>4. ITベンダー検索</b><br>P26 スマートSMEサポート検索サイト   |  |  |

### はじめに (DXの成功のポイント)

#### 1 | 経営者がリーダーシップを取ってDXを推進する

- 特に中堅・中小企業等においては、経営者がリーダーシップを取ることにより、大企業に比べて、スピードを持って変革の取組を推進しやすい可能性があることは「はじめに」で述べたとおりです。
- そのため、DXの推進に当たって、経営者による明確なビジョン策定や、強いリーダーシップが必要となることはもちろんですが、**外部の機会の導入や適切な支援策との出会い、セミナー等での情報収集、業種や地域におけるコミュニティでの発信等により、経営者が変革に取り組むきっかけとなる気づきを得られる機会をいかに持つかが**、DX推進に向けた重要な要素の一つになっています。



出典：経済産業省「中堅・中小企業向けDX推進の促進策2022」(2023年1月)

7

「DX施策パッケージ」はこちら  
<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/tiiki/it-digitalkanren.html>



中国経済産業局 DX施策パッケージ 検索

## 中堅企業成長促進パッケージ2025（2025年2月版）

- 中堅企業の役割や課題、官民で取り組むべき事項をまとめた[中堅企業成長ビジョン](#)を策定しました。（[概要版](#)はこちら）
- 中堅企業成長ビジョンの重点6本柱をもとに、今後、中堅企業や支援団体等が活用可能な、13府省庁・[全155件の施策](#)をまとめました。（[主な施策](#)はこちら）

中堅企業成長ビジョンは  
こちら→



全155施策はこちら→



中堅企業成長ビジョン  
(概要)はこちら→



主な施策はこちら→



中堅企業成長促進パッケージ2025 検索



## 参考情報

中国経済産業局では、[「中堅企業支援」に関する政策紹介ページ](#)を立ち上げました

中堅企業支援（中国経済産業局ホームページ）→



中国経済産業局 中堅企業支援 検索



# 万博活用の支援 ～万博開催を契機とした地域の活性化～

中国経済産業局では、万博開催を契機とした地域発展の取組を支援します。

## セミナー・講演会

- ・広域エリア参加型の万博活用セミナーの開催
- ・自治体・企業等対象の講演会の開催

## 自治体・経済団体、企業等への支援

- ・広域観光ルートづくりに向けた、省庁・地域横断的な情報共有
- ・既存イベントと博覧会のコラボレーションに向けた取組の支援
- ・オープンファクトリー（生産現場の公開等）に向けた取組の支援
- ・TEAM EXPO 2025（共創チャレンジ、共創パートナー）登録への支援

## 情報提供・PR

- ・万博活用支援ホームページ等

お問合せ先：中国経済産業局 万博チーム  
担当 岡本、落合、白井  
(電話) 082-224-5638 (産業振興課内)



万博説明会（講師：万博協会）



オープンファクトリーフォーラム（近畿経済産業局、経済産業省、中部経済産業局、九州経済産業局）50

# 2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）の概要

|        |   |
|--------|---|
| テーマ    | いのち輝く未来社会のデザイン<br>Designing Future Society for Our Lives  |
| サブテーマ  | (1) Saving Lives (いのちを救う)<br>(2) Empowering Lives (いのちに力を与える)<br>(3) Connecting Lives (いのちをつなぐ) |
| コンセプト  | People's Living Lab (未来社会の実験場)  |
| 開催期間   | 2025年4月13日(日)～10月13日(月) 184日間   |
| 想定来場者数 | 約2,820万人(うち訪日外国人350万人)  |
| 開催場所   | 大阪夢洲 (ゆめしま)   |



# 企業・団体等の主な参加メニュー（募集中）

## (1) 「TEAM EXPO 2025」プログラムへの参画・応援

「TEAM EXPO 2025」プログラムは、会期前から万博を通じて持続可能な未来や社会の課題解決に貢献したいと考える個人や団体等、誰でも参加可能な共創プログラム。希望者は会期中の会場内にて発表・展示（有料）ができる。

参画メリット

各地域でのSDGsの活動を世界に向けてアピールし、地域活性化につなげることができる。

「TEAM EXPO 2025」プログラムへの登録は無料  
<https://team.expo2025.or.jp/ja/apply>

## (2) 地域の観光・イベント情報を観光ポータルサイトで発信

「万博プラス全国観光」を推進するため、国内外の万博来場予定者に対して、万博のテーマに関連した日本各地の体験や過ごし方を提案し地域への訪問を促す観光ポータルサイト（誰でも体験商品を登録し予約・販売ができる仕組み）を開設。

参画メリット

関心のある層に各地域の観光情報と観光プランが届くことにより、効果的な誘客と観光振興につながる。

販売料金の10%の手数料  
<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20240111-03/>

## (3) ご当地コラボ商品の開発及びオフィシャルストアでの販売

各地域の伝統工芸品やお土産品に万博IP（ミャクミャクや公式ロゴマーク等）を組み合わせることにより「ご当地コラボ商品」の制作・販売が可能。オフィシャルストアでも販売。

参画メリット

万博の知名度を活用し、各地域のご当地商品のブランド価値の向上が期待できる。

希望小売価格の6%等のロイヤリティ  
<https://expo2025mlo.jp/#cont02>

### その他募集中の参加メニュー

テーマ事業協賛

<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/theme-project/>

「テーマウィーク」への協賛参加

<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/theme-weeks/>

一般参加催事

<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/event/>

# 前売チケット販売

## 前売期からの販売

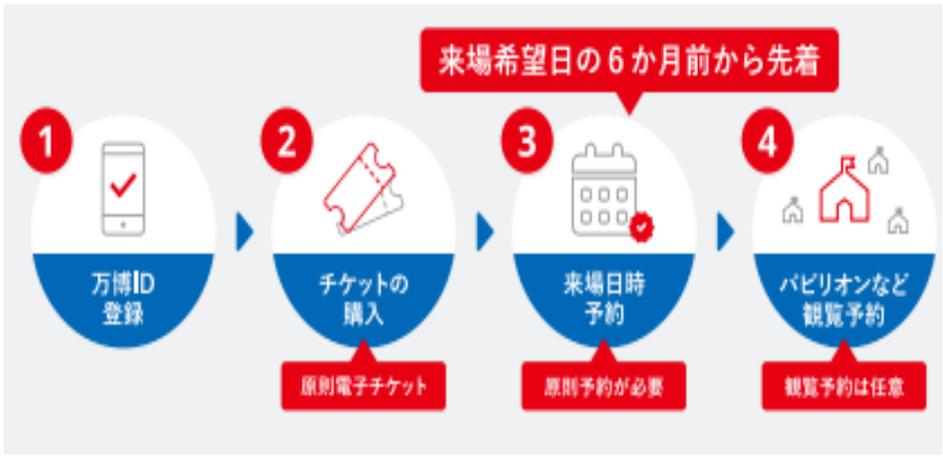
| チケット概要              |   | 大人<br>(満18歳以上) | 中人<br>(満12-17歳) | 小人<br>(満4-11歳) |
|---------------------|---|----------------|-----------------|----------------|
| 開幕券                 | 2025年4月13日から<br>2025年4月26日まで1回入場可               | 4,000円         | 2,200円          | 1,000円         |
| 前期券                 | 2025年4月13日から<br>2025年7月18日まで1回入場可               | 5,000円         | 3,000円          | 1,200円         |
| 早割一日券               | 会期中いつでも1回入場可<br>【販売期間】<br>2024年10月7日～2025年4月12日 | 6,700円         | 3,700円          | 1,700円         |
| 夏パス<br>(8月31日まで販売)  | 2025年7月19日から<br>2025年8月31日まで<br>11時以降何度でも入場可    | 12,000円        | 7,000円          | 3,000円         |
| 通期パス<br>(10月3日まで販売) | 2025年4月13日から<br>2025年10月3日まで<br>11時以降何度でも入場可    | 30,000円        | 17,000円         | 7,000円         |
| 特別割引券<br>(会期終了まで販売) | 障がい者手帳等をお持ちの方<br>及び同伴者1名が購入可能<br>会期中いつでも1回入場可   | 3,700円         | 2,000円          | 1,000円         |

※3歳以下の方は無料

## 会期中の販売

| チケット概要 |                        | 大人<br>(満18歳以上) | 中人<br>(満12-17歳) | 小人<br>(満4-11歳) |
|--------|------------------------|----------------|-----------------|----------------|
| 一日券    | 会期中いつでも<br>1回入場可       | 7,500円         | 4,200円          | 1,800円         |
| 平日券    | 土日祝を除く<br>平日11時以降1回入場可 | 6,000円         | 3,500円          | 1,500円         |
| 夜間券    | 会期中いつでも<br>17時以降1回入場可  | 3,700円         | 2,000円          | 1,000円         |

## チケット購入からのステップ



## 中国経済産業局関連イベント・セミナー・説明会一覧【7月】

<https://www.chugoku.meti.go.jp/event.html>

申込方法など詳細はこちらのURLよりご確認ください

|          |  |   |  |
|----------|--|---|--|
| 7月28日(月) | 15:00 ~ 17:00  | <b>「IPO経営人材育成プログラムHIROSHIMA（第2期）～中国地域から新たな上場企業を～」のキックオフイベントを開催します</b>                             |  |
| 開催場所     | ひろぎんキャリア共創センター 2F大ホール<br>(広島市南区西蟹屋1丁目1番18号)  |   |  |
|          | 開催概要   | 担当課室  | 備考   |
|          | 本格的な人口減少社会の中、地域経済が持続的に発展するためには、成長意欲の高い地域の中核企業が中堅又は大規模の企業へ成長していくことが期待されています。その中で、新規株式公開（IPO）は、企業の成長過程において必要となる様々なリソースを調達するための重要な選択肢のひとつと考えられます。<br><br>しかし、中国地域では、他のエリアと比較するとIPOに関する関心や機運が低いことから、近年は上場を目指す企業が相対的に少ない状況です。<br><br>本イベントを通じて、成長の先にある上場に関する意識が地域企業に広まること、成長意欲の高い企業の交流を通じ、新たなビジネスの芽が生まれることを期待するとともに、9月から開講する「IPO経営人材育成プログラムHIROSHIMA（第2期）～中国地域から新たな上場企業を～」への参加機運を高めていきます。 | 【お問合せ先】<br>中国経済産業局 地域経済部<br>地域経済課<br>電話：082-224-5734<br>メールアドレス：<br>bz1-chougoku-mirai@meti.go.jp | 【定員】<br>50名（先着順）<br>【参加費】<br>無料（事前申込制）<br>【申込方法・締め切り】<br>令和7年7月25日（金）まで<br><a href="https://www.chugoku.meti.go.jp/r7fy/event/chikei/250610.html">https://www.chugoku.meti.go.jp/r7fy/event/chikei/250610.html</a> 上記のURLまたは添付のQRコードから |

|          |   |   |  |
|----------|---|---|--|
| 7月30日(水) | 14:40 ~ 17:40   | <b>「IPO経営人材育成プログラムHIROSHIMA（第2期）～中国地域から新たな上場企業を～」のキックオフイベントを開催します</b>                           |  |
| 開催場所     | ホテルセントパレス倉吉2階：ケンジントン&チェルシー<br>(鳥取県倉吉市上井町1-9-2)  |   |  |
|          | 開催概要  | 担当課室  | 備考   |
|          | この度、倉吉市において局長及び各担当部長が直接出向き、支援策をお届けする「出張経済産業局」を7月30日（水曜日）に開催します。昨年11月の鳥根県益田市に続く2回目の開催となり、支援制度の説明や地域企業経営者との地域の課題や未来に向けた取組に関する対話・交流を図るための意見交換などを実施します。 | 【お問合せ先】<br>中国経済産業局 総務企画部<br>総務課<br>電話：082-224-5615<br>メールアドレス：<br>bz1-chougoku-soumu@meti.go.jp | 【定員】<br>50名（先着順）<br>【参加費】<br>無料（事前申込制）<br>【申込方法・締め切り】<br>令和7年7月25日（金）まで<br><a href="https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/chugoku-soumu/20257111">https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/chugoku-soumu/20257111</a> 上記のURLまたは添付のQRコードから |

# 支援機関一覧

こちらでもご相談を承ります

## 商工会議所

|          | 会議所名      | 郵便番号                 | 住所                              | 電話番号           |
|----------|-----------|----------------------|---------------------------------|----------------|
| 鳥取県      | 鳥取商工会議所   | 〒680-8566            | 鳥取市本町3-201 (鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル4階) | (0857)-26-6666 |
|          | 米子商工会議所   | 〒683-0823            | 米子市加茂町2-204                     | (0859)-22-5131 |
|          | 倉吉商工会議所   | 〒682-0887            | 倉吉市明治町1037-11                   | (0858)-22-2191 |
|          | 境港商工会議所   | 〒684-8686            | 境港市上道町3002                      | (0859)-44-1111 |
| 島根県      | 松江商工会議所   | 〒690-0886            | 松江市母衣町55-4                      | (0852)-23-1616 |
|          | 浜田商工会議所   | 〒697-0026            | 浜田市田町1668                       | (0855)-22-3025 |
|          | 出雲商工会議所   | 〒693-0011            | 出雲市大津町1131-1                    | (0853)-23-2411 |
|          | 平田商工会議所   | 〒691-0001            | 出雲市平田町2280-1                    | (0853)-63-3211 |
|          | 益田商工会議所   | 〒698-0033            | 益田市元町12-7                       | (0856)-22-0088 |
|          | 大田商工会議所   | 〒694-0064            | 大田市大田町大田イ309-2                  | (0854)-82-0765 |
|          | 安来商工会議所   | 〒692-0011            | 安来市安来町878-8                     | (0854)-22-2380 |
| 江津商工会議所  | 〒695-0016 | 江津市嘉久志町2306-4        | (0855)-52-2268                  |                |
| 岡山県      | 岡山商工会議所   | 〒700-8556            | 岡山市北区厚生町3-1-15                  | (086)-232-2260 |
|          | 倉敷商工会議所   | 〒710-8585            | 倉敷市白楽町249-5                     | (086)-424-2111 |
|          | 津山商工会議所   | 〒708-8516            | 津山市山下30-9                       | (0868)-22-3141 |
|          | 玉島商工会議所   | 〒713-8122            | 倉敷市玉島中央町2-3-12                  | (086)-526-0131 |
|          | 玉野商工会議所   | 〒706-8533            | 玉野市築港1-1-3                      | (0863)-33-5010 |
|          | 児島商工会議所   | 〒711-0921            | 倉敷市児島駅前1-37 (倉敷市児島産業振興センター2階)   | (086)-472-4450 |
|          | 笠岡商工会議所   | 〒714-0098            | 笠岡市十一番町3-3                      | (0865)-63-1151 |
|          | 井原商工会議所   | 〒715-8691            | 井原市七日市町13                       | (0866)-62-0420 |
|          | 備前商工会議所   | 〒705-8558            | 備前市東片上230                       | (0869)-64-2885 |
|          | 高梁商工会議所   | 〒716-0033            | 高梁市南町16-2                       | (0866)-22-2091 |
| 総社商工会議所  | 〒719-1131 | 総社市中央6-9-108         | (0866)-92-1122                  |                |
| 新見商工会議所  | 〒718-0003 | 新見市高尾2475-7 (新見商工会館) | (0867)-72-2139                  |                |
| 広島県      | 広島商工会議所   | 〒730-8510            | 広島市中区基町5-44                     | (082)-222-6610 |
|          | 尾道商工会議所   | 〒722-0035            | 尾道市土堂2-10-3                     | (0848)-22-2165 |
|          | 呉商工会議所    | 〒737-0045            | 呉市本通4-7-1                       | (0823)-21-0151 |
|          | 福山商工会議所   | 〒720-0067            | 福山市西町2-10-1                     | (084)-921-2345 |
|          | 三原商工会議所   | 〒723-8555            | 三原市皆実4-8-1                      | (0848)-62-6155 |
|          | 府中商工会議所   | 〒726-0003            | 府中市元町445-1                      | (0847)-45-8200 |
|          | 三次商工会議所   | 〒728-0021            | 三次市三次町1843-1                    | (0824)-62-3125 |
|          | 庄原商工会議所   | 〒727-0011            | 庄原市東本町1-2-22                    | (0824)-72-2121 |
|          | 大竹商工会議所   | 〒739-0612            | 大竹市油見3-18-11                    | (0827)-52-3105 |
|          | 竹原商工会議所   | 〒725-0026            | 竹原市中央3-7-1                      | (0846)-22-2424 |
|          | 因島商工会議所   | 〒722-2323            | 尾道市因島土生町1762-38                 | (0845)-22-2211 |
| 東広島商工会議所 | 〒739-0025 | 東広島市西条中央7-23-35      | (0824)-20-0301                  |                |
| 廿日市商工会議所 | 〒738-0015 | 廿日市市本町5-1            | (0829)-20-0021                  |                |
| 山口県      | 下関商工会議所   | 〒750-8513            | 下関市南部町21-19 (下関商工会館内)           | (0832)-22-3333 |
|          | 宇部商工会議所   | 〒755-8558            | 宇部市松山町1-16-18                   | (0836)-31-0251 |
|          | 山口商工会議所   | 〒753-0086            | 山口市中市町1-10                      | (083)-925-2300 |
|          | 防府商工会議所   | 〒747-0037            | 防府市八王子2-8-9                     | (0835)-22-4352 |
|          | 徳山商工会議所   | 〒745-0033            | 周南市みなみ銀座1-26 (徳山デッキD14階)        | (0834)-31-3000 |
|          | 下松商工会議所   | 〒744-0008            | 下松市新川2-1-38                     | (0833)-41-1070 |
|          | 萩商工会議所    | 〒758-0047            | 萩市東田町19-4                       | (0838)-25-3333 |
|          | 岩国商工会議所   | 〒740-0016            | 岩国市三笠町1-1-1 岩国総合庁舎内1階 (仮事務所)    | (0827)-21-4201 |
|          | 山陽商工会議所   | 〒757-0001            | 山陽小野田市大字鴨庄101-29                | (0836)-73-2525 |
|          | 長門商工会議所   | 〒759-4101            | 長門市東深川1321-1 (長門商工会議所会館)        | (0837)-22-2266 |
|          | 光商工会議所    | 〒743-0063            | 光市島田4-14-15                     | (0833)-71-0650 |
|          | 小野田商工会議所  | 〒756-0824            | 山陽小野田市中央2-3-1                   | (0836)-84-4111 |
|          | 柳井商工会議所   | 〒742-8645            | 柳井市中央2-15-1                     | (0820)-22-3731 |
|          | 新南陽商工会議所  | 〒746-0017            | 周南市宮の前2-6-13                    | (0834)-63-3315 |

# 中国経済産業局 組織図

令和7年4月1日現在

|                             |                         | 課名   | 業務内容  |
|-----------------------------|-------------------------|--|---|
| 総務<br>企画<br>部               |                         | 総務課<br>TEL(082)224-5615<br>参事官(広報・防災担当)            | 経済産業局行政の総合調整、人事、文書、秘書、庶務、情報公開、個人情報保護、防災、危機管理  |
|                             |                         | 広報・情報システム室<br>TEL(082)224-5618                     | 広報、局内業務の情報処理の推進、情報システムの開発、運用管理  |
|                             |                         | 企画調査課<br>TEL(082)224-5626                          | 地域経済活性化に関する施策の企画立案・総合調整、景気動向分析、地域経済動向分析、商工業統計、鉱工業指数                                 |
|                             |                         | 会計課<br>TEL(082)224-5622                            | 予算、決算、出納、物品管理、契約参加資格の受付   |
|                             |                         | 電力・ガス取引監視室<br>参事官(電力・ガス取引監視担当)<br>TEL(082)205-5360 | 電気事業者及びガス事業者に対する監査・報告徴収・立入検査、苦情の申出等の受付  |
| 地域<br>経済<br>部               |                         | 地域経済課<br>TEL(082)224-5684                          | 部の総合調整、金融、税制、産業立地、工業団地・用水、経済構造改革の推進、産業人材の育成   |
|                             |                         | 地域未来投資促進室<br>TEL(082)224-5734                      | 地域における企業の成長支援及び未来投資の促進に関する事務  |
|                             |                         | 競争環境整備室<br>TEL(082)224-5684                        | 競争紛争の処理   |
|                             |                         | 参事官(産業人材政策担当)<br>TEL(082)224-5683                  |   |
|                             |                         | 製造産業課<br>TEL(082)224-5630                          | 産業(基礎、機械、生活、繊維、住宅、窯業建材、伝統的工芸品、医療・福祉機器・ヘルスケア等)の振興、化学物質の安全管理、化学兵器禁止条約関連、工業標準化の推進      |
|                             |                         | 参事官(自動車関連産業担当)<br>TEL(082)224-5760                 |   |
|                             |                         | 自動車関連産業室<br>TEL(082)224-5760                       | 自動車関連産業の振興、支援   |
|                             |                         | 参事官(半導体関連産業担当)<br>TEL(082)224-5709                 |   |
|                             |                         | 半導体関連産業室<br>TEL(082)224-5709                       | 半導体関連・情報通信機器・電子デバイス等産業の振興、支援  |
|                             |                         | イノベーション推進課<br>TEL(082)224-5680                     | 技術振興、試験研究の企画立案・振興・成果普及、企業の新規・成長分野への展開、創業支援、各種助成制度による事業化支援                           |
| 知的財産室<br>TEL(082)224-5680   | 工業所有権の指導・奨励、普及、特許等情報の閲覧 |  |   |
| デジタル経済課<br>TEL(082)224-5708 | 情報処理及びデジタル技術の利用の促進      |  |   |
| 産<br>業<br>部                 |                         | 産業振興課<br>TEL(082)224-5638                          | 部の総合調整、商工会議所、車両競技   |
|                             |                         | アルコール室<br>TEL(082)224-5681                         | 工業用アルコールに関わる流通管理(使用などの許認可、報告徴収、立入検査など)  |
|                             |                         | 中小企業金融検査室<br>TEL(082)224-5661                      | 信用保証協会法の施行に関する事務のうち検査に関する事務   |
|                             |                         | 参事官(流通・サービス産業担当)<br>TEL(082)224-5655               |   |
|                             |                         | 流通・サービス産業室<br>TEL(082)224-5655                     | 物流の効率化・適正化、サービス産業の振興、中心市街地の活性化支援、卸・小売業の振興、商店街振興、デザインの指導・奨励                          |
|                             |                         | 大規模小売店舗立地法相談室<br>TEL(082)224-5655                  | 大規模小売店舗立地法に関する情報の提供、相談、苦情の処理  |
|                             |                         | 国際課<br>TEL(082)224-5659                            | 通商、輸出入・地域の国際交流・対内対外投資等の推進   |
|                             |                         | 消費経済課<br>TEL(082)224-5671                          | 割賦販売・特定商取引の適正化、計量士試験に関すること  |
|                             |                         | 消費者相談室<br>TEL(082)224-5673                         | 消費者相談   |
|                             |                         | 製品安全室<br>TEL(082)224-5671                          | 製品安全、家庭用品品質表示の指導  |
|                             |                         | 中小企業課<br>TEL(082)224-5661<br>TEL(082)224-5653      | 中小企業の金融・税制、再生支援<br>平成30年7月豪雨からの産業復興に係る総括事務、事業継続力強化計画                                |
|                             |                         | 適正取引推進課<br>TEL(082)224-5745                        | 下請取引の適正化、官公需、消費税転嫁対策  |
|                             |                         | 経営支援課<br>TEL(082)224-5658                          | 中小企業の経営支援、経営革新、新連携、地域資源活用、農商工連携、事業承継、小規模事業者対策                                       |
| 経営力向上室<br>TEL(082)224-5658  | 経営力向上計画                 |  |   |
| 資源<br>エネルギー<br>環境<br>部      |                         | 資源エネルギー環境課<br>TEL(082)224-5713                     | 部の総合調整、熱供給事業に関すること  |
|                             |                         | カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室<br>TEL(082)224-5713          | カーボンニュートラル推進、エネルギーに関する広報  |
|                             |                         | 環境・資源循環経済課<br>TEL(082)224-5676                     | 資源リサイクル、産業公害の防止、循環型地域システムの構築  |
|                             |                         | エネルギー対策課<br>TEL(082)224-5741<br>TEL(082)224-5818   | エネルギー使用合理化の推進、省エネルギーの普及・啓発<br>新エネルギーの導入促進、エネルギー社会システムの構築、固定価格買取制度(FIT法)             |
|                             |                         | 資源・燃料課<br>TEL(082)224-5722                         | 鉱物資源の開発、鉱業の振興、鉱業権・租鉱権の出願・登録、採石・砂利採取業の振興、石油製品販売業の振興(石油製品の需給・品質確保、石油製品等の備蓄、揮発油販売業の登録) |
|                             |                         | 電力・ガス事業課<br>TEL(082)224-5736                       | 電気事業の許可届出(特定供給、発電事業)、ガス事業の許認可届出、電気・ガス事業の統計調査、電力の需給調整、電源地域の振興、電気取引の適正な計量の実施確保        |

中国  
経済  
産業  
局

## 支援制度紹介パンフレット

令和7年6月27日発行

中国経済産業局 総務企画部 総務課  
〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30  
電話：082-224-5615

「豊かで安心な未来を地域と共につくる。」



経済産業省  
中国経済産業局

<https://www.chugoku.meti.go.jp/index.html>

